

# 令和6年度予算の確保に向けた 国への要望

令和5年11月



三重県



# 目次

## 【重点項目】

| No. | 項目                                     | 関係省庁                                | 頁  |
|-----|--|-------------------------------------|----|
| 1   | 災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進 | 内閣官房、<br>総務省、財務省、<br>国土交通省          | 1  |
| 2   | 農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化対策の推進と継続強化        | 内閣官房、財務省、<br>農林水産省                  | 3  |
| 3   | 安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点整備の推進        | 財務省、<br>国土交通省                       | 5  |
| 4   | 災害に強い県土づくりのための河川・海岸整備の推進               | 財務省、<br>国土交通省                       | 11 |
| 5   | 魅力ある地域づくりの基礎となる社会資本整備の推進               | 財務省、<br>国土交通省                       | 16 |
| 6   | 背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進         | 財務省、<br>国土交通省                       | 20 |
| 7   | 津波避難施設整備への支援の充実                        | 内閣府、総務省、<br>国土交通省                   | 22 |
| 8   | 不登校児童生徒の学び・育ちのためのフリースクール等への支援          | こども家庭庁、<br>文部科学省                    | 23 |
| 9   | 人口減少対策の取組に向けた支援                        | 内閣官房、内閣府、<br>こども家庭庁、文部<br>科学省、厚生労働省 | 24 |
| 10  | 地域公共交通の維持・確保に向けた支援の拡充                  | 国土交通省                               | 28 |
| 11  | リニア中央新幹線の早期全線開業および三重県駅を核としたまちづくりの検討支援  | 国土交通省                               | 30 |
| 12  | 戦略分野である半導体産業の振興に向けた国内投資の促進・支援          | 内閣官房、<br>経済産業省                      | 32 |
| 13  | 陶磁器産業等の原材料確保に向けた支援                     | 経済産業省                               | 33 |
| 14  | 次の感染症危機に備えた対応について                      | 内閣官房、<br>厚生労働省                      | 34 |

## 【一般項目】

| No. | 項 目  | 関係省庁                       | 頁  |
|-----|--|----------------------------|----|
| 1   | 国民保護に関する緊急一時避難施設の指定促進                        | 内閣官房、消防庁                   | 36 |
| 2   | 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会づくり                  | 内閣府                        | 36 |
| 3   | 南海トラフ地震臨時情報への対応                              | 内閣府                        | 36 |
| 4   | 南海トラフ地震に係る新たな被害想定手法の早期の全体像の提示と関係省庁間での前提条件の統一 | 内閣府                        | 36 |
| 5   | 次期総合防災情報システムの整備                              | 内閣府                        | 36 |
| 6   | 広域的な津波予測システムの整備                              | 内閣府、<br>文部科学省              | 36 |
| 7   | 被災者生活再建支援制度の拡充・充実と災害救助法の事務の簡素化・効率化           | 内閣府                        | 37 |
| 8   | 市町が行う個別避難計画作成への支援                            | 内閣府                        | 37 |
| 9   | 災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表                  | 内閣府                        | 37 |
| 10  | 障がい者の地域生活への移行、障がい者差別の解消および障がい者スポーツの推進        | 内閣府、厚生労働省、<br>こども家庭庁、スポーツ庁 | 37 |
| 11  | 災害時福祉支援活動の基盤強化                               | 内閣府                        | 37 |
| 12  | ジェンダーギャップ解消に向けた環境づくり                         | 内閣府、<br>厚生労働省              | 38 |
| 13  | 性犯罪・性暴力被害者支援の推進                              | 内閣府                        | 38 |
| 14  | 犯罪被害者等支援の推進                                  | 国家公安委員会、<br>法務省            | 38 |
| 15  | 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進                       | こども家庭庁、<br>文部科学省           | 39 |
| 16  | 幼児教育・保育の充実                                   | こども家庭庁、<br>文部科学省           | 40 |
| 17  | 地域子ども・子育て支援事業の充実                             | こども家庭庁、<br>文部科学省、<br>厚生労働省 | 41 |
| 18  | 社会的養育推進に向けた基盤の強化                             | こども家庭庁                     | 42 |
| 19  | 母子保健施策を通じた妊娠出産前後の切れ目ない支援                     | こども家庭庁                     | 43 |
| 20  | 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保等          | 総務省                        | 43 |

| No. | 項目                         | 関係省庁                | 頁  |
|-----|----------------------------|---------------------|----|
| 21  | 水道事業の持続可能な仕組みづくり           | 総務省、<br>厚生労働省       | 43 |
| 22  | 自治体情報システムの標準化・共通化についての財政措置 | 総務省、<br>デジタル庁       | 43 |
| 23  | 消防力向上の取組への支援措置の充実          | 消防庁                 | 44 |
| 24  | マイナポータルを活用した確認の推進          | デジタル庁               | 44 |
| 25  | 外国人を対象とする基本法の制定等           | 出入国在留管理庁            | 44 |
| 26  | ICTを活用した教育の推進              | 文部科学省               | 45 |
| 27  | 学級編制標準の引下げと加配定数の維持・拡充      | 文部科学省               | 45 |
| 28  | 学力向上施策に対する支援の充実            | 文部科学省               | 45 |
| 29  | 産業教育の充実                    | 文部科学省               | 46 |
| 30  | いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実      | 文部科学省               | 46 |
| 31  | 外国人児童生徒に対する支援の推進           | 文部科学省               | 46 |
| 32  | 夜間中学の設置に向けた支援の充実           | 文部科学省               | 46 |
| 33  | 特別支援教育の推進                  | 文部科学省               | 46 |
| 34  | 子どもの貧困対策の推進                | 文部科学省               | 47 |
| 35  | 学校教育を担う人材確保の強化に関する取組の充実    | 文部科学省               | 47 |
| 36  | 教職員の働き方改革の推進と外部人材の活用       | 文部科学省、スポ<br>ーツ庁、文化庁 | 47 |
| 37  | 義務教育費国庫負担制度の充実             | 文部科学省               | 47 |
| 38  | 安全・安心に学べる教育環境の整備           | 文部科学省、<br>スポーツ庁     | 48 |
| 39  | 登下校時における子どもたちの安全確保         | 文部科学省               | 48 |
| 40  | 学校給食・食育の充実と健康教育の推進         | 文部科学省、<br>環境省       | 49 |

| No. | 項目                           | 関係省庁             | 頁  |
|-----|------------------------------|------------------|----|
| 41  | 高等学校等就学支援金制度のさらなる拡充          | 文部科学省            | 49 |
| 42  | 部活動の地域移行に向けた支援の充実            | スポーツ庁、<br>文化庁    | 49 |
| 43  | 文化観光推進計画の認定と文化観光関係補助事業の継続    | 文化庁              | 50 |
| 44  | 外国人住民に対する日本語教育の充実            | 文化庁              | 50 |
| 45  | 文化財保護事業等の拡充                  | 文化庁              | 50 |
| 46  | 海女漁のユネスコ無形文化遺産への登録           | 文化庁              | 50 |
| 47  | 地域の実情をふまえた医療介護総合確保基金（医療分）の配分 | 厚生労働省            | 51 |
| 48  | 地域医療提供体制の充実に向けた支援            | 厚生労働省            | 51 |
| 49  | 災害時の医療提供体制の整備                | 厚生労働省            | 51 |
| 50  | 循環器病対策推進のための財政支援の拡充等         | 厚生労働省            | 51 |
| 51  | がん対策の推進のための財政支援の拡充           | 厚生労働省            | 52 |
| 52  | 医師および看護職員の確保に向けた取組の推進        | 厚生労働省            | 52 |
| 53  | 介護サービスの提供に係る施策の充実            | 厚生労働省            | 52 |
| 54  | 結核医療提供体制の推進                  | 厚生労働省            | 52 |
| 55  | 予防接種の推進                      | 厚生労働省            | 53 |
| 56  | 健康づくりの推進                     | 厚生労働省            | 53 |
| 57  | 歯周疾患検診における対象年齢の拡大            | 厚生労働省            | 53 |
| 58  | 妊婦健康診査における歯科健康診査の実施          | 厚生労働省、<br>こども家庭庁 | 53 |
| 59  | こころの電話相談のさらなる充実について          | 厚生労働省            | 53 |
| 60  | 医療費助成制度の充実                   | 厚生労働省            | 53 |

| No. | 項 目                                     | 関係省庁             | 頁  |
|-----|---|------------------|----|
| 61  | 薬剤師確保に向けた取組の推進                          | 厚生労働省            | 53 |
| 62  | 地域共生社会の実現に向けた包括的支援等について                 | 厚生労働省            | 54 |
| 63  | 発達支援が必要な子どもへの対応                         | 厚生労働省、<br>こども家庭庁 | 54 |
| 64  | 水道施設整備費に係る補助金・交付金の確保                    | 厚生労働省            | 54 |
| 65  | 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進                    | 厚生労働省、<br>農林水産省  | 54 |
| 66  | 障害者委託訓練の訓練時間に係る下限時間の緩和                  | 厚生労働省            | 55 |
| 67  | 原油価格・物価高騰の影響を受けた農水産事業者への支援の継続・強化        | 農林水産省            | 55 |
| 68  | 水産業および漁村の振興に向けた支援                       | 農林水産省            | 56 |
| 69  | 家畜伝染病防疫対策に係る支援の充実・強化                    | 農林水産省            | 57 |
| 70  | 担い手の確保と農業者の経営安定に向けた支援の充実・強化             | 農林水産省            | 57 |
| 71  | 農業の競争力強化に向けた支援の充実・強化                    | 農林水産省            | 58 |
| 72  | 鳥獣被害対策の着実な推進                            | 農林水産省            | 58 |
| 73  | 強い農業の実現に向けた農業農村整備事業等の推進                 | 農林水産省            | 58 |
| 74  | 林業・木材産業の成長産業化に向けた支援                     | 農林水産省            | 59 |
| 75  | 中小企業・小規模企業の事業継続に向けた支援                   | 経済産業省            | 59 |
| 76  | 地域未来投資促進法に基づく支援措置の改善について                | 経済産業省            | 59 |
| 77  | 商工会・商工会議所の経営支援体制の強化・拡充に向けた支援            | 経済産業省            | 59 |
| 78  | 中部国際空港の第二滑走路整備による完全 24 時間化の早期実現に向けた支援強化 | 国土交通省            | 60 |
| 79  | バスや鉄道などの地域公共交通への支援の拡充                   | 国土交通省            | 60 |
| 80  | 地籍調査の推進                                 | 国土交通省            | 60 |

| No. | 項目                       | 関係省庁 | 頁  |
|-----|--------------------------|------|----|
| 81  | 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた支援 | 環境省  | 61 |
| 82  | 海岸漂着物対策の推進               | 環境省  | 61 |
| 83  | 産業廃棄物の環境修復事業への財政支援       | 環境省  | 61 |
| 84  | 国立公園の利用等に向けた施策の充実・強化     | 環境省  | 61 |
| 85  | 再生可能エネルギー発電設備導入・更新への支援   | 環境省  | 61 |



# 重点項目



# 1. 災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力

## かつ計画的な推進

(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)

- 1 地方自治体が中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するため、資材価格の高騰や賃金水準の上昇も踏まえ、必要かつ十分な予算を確保するとともに、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、5か年加速化対策後も、必要な予算・財源を継続的かつ安定的に別枠で確保すること。
- 2 災害発生時における地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速化するため、地方整備局等の人員の確保・充実を継続的に図ること。
- 3 地方自治体が国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急浚渫推進事業や緊急自然災害防止対策事業、緊急防災・減災事業等の地方債の延長を図ること。

### 《現状・課題等》

- 1 甚大な被害が想定される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害など大規模な災害が、いつ、どこで発生してもおかしくない状況が続いており、災害への備えとして国土強靱化は、待ったなしの状況にあります。

本県では、災害に屈しない県土づくりに向けて、緊急輸送道路における法面・盛土の土砂災害防止対策や橋梁の流出防止対策、河口部の大型水門・樋門等の耐震化、越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化対策等について、県独自の「5年後の達成目標」を策定し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」とします。）等を活用し対策を強力かつ計画的に講じています。

本目標は、国土強靱化予算が同水準で5年間継続することを前提に目標を設定しているため、必要かつ十分な予算を、通常の予算とは別枠で計画的・安定的に確保することが必要です。

本年6月には、改正国土強靱化基本法が議員立法で成立し、計画期間や事業規模等を示す国土強靱化実施中期計画の策定が盛り込まれるなど、引き続き国土強靱化の施策に取り組むことが法定化されました。地方自治体が中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するためには、5か年加速化対策後も、引き続き、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保することが必要です。

- 2 TEC-FORCEは、大規模自然災害への備えとして、迅速に地方自治体等への支援が行えるよう、平成20（2008）年4月に創設され、各地方整備局等の職員が活動しています。

平成23（2011）年の紀伊半島大水害では、国土交通大臣の指示のもと、発災直後からTEC-FORCEとして専門知識を有する職員の派遣や災害対策用資機材の広域運用を開始し、発災後約1ヶ月の間にのべ4,300人を超える体制で、被災した三重県、奈良県、和歌山県において、被災状況調査、現地対策本部の運営支援、大規模な土砂災害等に対する高度技術支援、応急対策・被害拡大防止が実施されました。

地方整備局等の定員は、この4年間は微増したものの、発足時の約20年前に比べ2割以上も減少しており、自然災害が激甚化・頻発化しインフラ老朽化が急速に進む中、災害発生時におけるTEC-FORCEの地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速するための支援の充実が不可欠であり、地方整備局等の更なる人員の確保が必要です。

3 本県では、緊急浚渫推進事業や緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業等を活用し、国土強靱化に資する対策を実施中であり、対策が完了し効果を発現している箇所もありますが、対策が必要な箇所は未だ多く存在しています。緊急浚渫推進事業は令和6年度で、緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業等は令和7年度で終了する予定となっておりますが、地方が国土強靱化に資する対策を引き続き円滑に進めるため、地方自治体の取組状況をふまえ、期間を延長する必要があります。

事務担当 県土整備部県土整備総務課

関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法等

## 2. 農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化対策の推進と 継続強化

(内閣官房、財務省、農林水産省)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」という。)を強力かつ計画的に進めるため、物価高騰などの影響をふまえ、必要かつ十分な予算を確保するとともに、新たな国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、5か年加速化対策後も、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

- 1 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく農業用ため池の防災工事や、市街地・集落を含む農村地域における排水の一翼を担っている排水機場の耐震化対策および長寿命化について、必要かつ十分な予算を当初予算を含め計画的・安定的に確保すること。

また、公共事業等債を活用して実施する排水機場の防災対策に要する地方負担について、ため池対策と同様の地方財政措置を講じること。

- 2 近年、台風の大型化や局地的な豪雨等により山地災害の危険性が増す中で、「5か年加速化対策」を活用し、中長期的な見通しのもと、災害に強い森林づくりを推進するための治山事業に係る予算や、災害時に市町道等の代替路となる林道の整備を早期に推進するための「山村強靱化林道整備事業」について、必要かつ十分な予算を当初予算を含め計画的・安定的に確保すること。

- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における漁港施設・海岸保全施設の整備を計画的かつ着実に進めるため、「5か年加速化対策」について、必要かつ十分な予算を当初予算を含め計画的・安定的に確保すること。

### 《現状・課題等》

頻発化・激甚化する風水害や切迫する南海トラフ地震等の大規模災害への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策等への取組を推進するため、「5か年加速化対策」を最大限活用して、強力かつ計画的に進められるよう、現下の建設資材価格の高騰や建設事業者等の構造的賃上げ等もふまえ、防災・減災対策に係る必要かつ十分な予算を確保するとともに、新たな国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、5か年加速化対策後も、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう必要な予算・財源を当初予算とは別枠で確保することが必要です。

- 1 本県では、安全・安心な農村づくりに向けて、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく防災重点農業用ため池の防災工事や、市街地・集落を含む農村地域における排水の一翼を担っている排水機場の耐震化対策および長寿命化について、県の総合計画において、強力かつ計画的に講じることとして

います。

総合計画では、国土強靱化予算が同水準で継続することを前提に、防災・減災対策を推進していることから、必要な予算を計画的・安定的に確保することが必要です。

また、令和3(2021)年度に創設された「防災重点農業用ため池緊急整備事業」では、公共事業等債(起債充当率90%)の交付税算入率が20%から45%に引き上げられて(令和3(2021)～令和7(2025)年度の時限)いますが、排水機場の整備の推進に向けても、ため池対策と同様に、地方負担に公共事業等債を充当する場合、「災害関連」に位置付ける地方財政措置の拡充を図り、地方の負担軽減となる支援が必要です。

2 近年、局地的で猛烈な豪雨や地震などに起因する大規模自然災害が全国各地で頻発する中、山地災害の未然防止や災害時に県道や市町道等の代替路としての機能が確保される林道の早期整備が求められています。こうした中、「5か年加速化対策」を活用し、中長期的な見通しのもと、災害に強い森林づくりや幹線林道の強靱化を計画的に推進するためには、「治山事業」や「山村強靱化林道整備事業」について、必要な予算を、当初予算を含め、計画的・安定的に確保することが必要です。

3 南海トラフ地震発生の緊迫度が増す中、防波堤などの漁港施設や堤防などの海岸保全施設について、耐震・耐津波、長寿命化対策を早急かつ計画的に進めるよう地域住民から強く求められています。

これらの施設の整備には多くの費用と期間を要することから、中長期的な見通しのもと、計画的かつ着実に対策を進められるよう、「5か年加速化対策」に基づく必要な予算を、当初予算を含め、計画的・安定的に確保することが必要です。

**事務担当** 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

**関係法令等** 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法、土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、森林法、海岸法、漁港漁場整備法、国土強靱化基本法

### 3. 安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点

#### 整備の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 地方創生、国土強靱化に資する「命の道」近畿自動車道紀勢線のミッシングリンク解消に向けて熊野道路、紀宝熊野道路および新宮紀宝道路の整備を推進し、高速道路紀伊半島一周を早期実現すること。  
4車線化事業化区間の早期工事着手、未事業化区間の早期事業化を図るとともに、直轄無料区間については、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見も踏まえ検討すること。
- 2 東海環状自動車道について、令和8（2026）年度の全線開通に向けて着実に整備を推進すること。  
東名阪自動車道大山田PAスマートIC（仮称）について、新規事業化に向けて準備段階調査を推進すること。  
新名神高速道路四日市JCT～亀山西JCT間の6車線化の早期事業化と財源を確保すること。
- 3 国道1号北勢バイパスの国道477号BP以北の令和6年度の開通に向けて着実な整備を進めるとともに、残る区間の調査設計を推進すること。  
国道23号鈴鹿四日市道路について、早期に用地取得に着手すること。  
国道23号中勢バイパスについて、暫定供用区間の渋滞緩和対策（立体化・4車線化）を推進すること。
- 4 国道1号桑名東部拡幅の老朽化著しい伊勢大橋の架替について、着実に整備を推進すること。  
国道42号松阪多気バイパスの朝田町南交差点立体化について、着実に整備を推進すること。
- 5 鈴鹿亀山道路について、早期整備等のため必要な予算を確保するとともに、有料道路事業の活用など整備手法の検討を支援すること。
- 6 名神名阪連絡道路について、連携してルート帯の決定など計画の具体化を図ること。
- 7 豊かで活力のある地域づくりの推進に向け、交通拠点となる主要駅を中心とする空間整備の推進及び支援を行うこと。  
津駅周辺道路空間については、バスタに関する整備方針の検討の支援を行うこと。
- 8 地方が真に必要とする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、新たな財源の創設を行うこと。  
大規模構造物（橋梁・トンネル等）の新設・改築及び、小規模附属物（道路情報板等）の修繕について個別補助制度を適用できるよう拡充すること。
- 9 地域の課題解決に向け「道路メンテナンス事業補助」「踏切道改良計画事業補助」「土砂災害対策道路事業補助」「交通安全対策補助（地区内連携）」の推進に必要な予算を確保すること。

- 10 地域高規格道路の国道 167 号磯部バイパスの整備推進に必要な予算を確保すること。  
東海環状自動車道へのアクセスを強化する国道 421 号大安 I C アクセス道路の整備推進に必要な予算を確保すること。  
地方創生や地域の防災・減災、安全に資する道路整備に必要な社会資本整備総合交付金事業および防災・安全交付金事業に必要な予算を確保すること。
- 11 直轄国道において舗装修繕や道路除草などの維持管理の強化を行うこと。  
劣化が進む舗装の修繕や道路インフラの老朽化対策を推進するために必要な予算を確保すること。
- 12 大雪時の人命最優先の道路規制や乗員保護のための広域的な情報共有体制を強化すること。  
良好な景観形成や地域の絆に資する花とみどりの活用推進に向けて、取組を強化すること。  
健全な路面標示の定常化に向け、計画的に進めるために連携すること。
- 13 通学路の交通安全対策を推進するために必要な予算を確保すること。
- 14 A I カメラをはじめとする地方自治体が進める道路の D X の取組を加速できるよう、国からの技術的・財政的な支援を拡充すること。
- 15 ナショナルサイクルートの環境整備を推進するため、必要な予算の支援と拡充及び、直轄国道での取組を推進すること。  
トンネル照明の L E D 化を推進するため、必要な予算の確保を図ること。

#### 《現状・課題等》

- 1 東紀州地域は、国土幹線軸から離れているという地理的条件から、交通体系の整備が遅れており、発生が危惧されている南海トラフ地震への備えとして、高規格道路の整備による交通ネットワークの強化が必要です。また、国道 42 号は台風や豪雨等による通行止めが頻繁に発生することから、国土強靱化に向けた国道 42 号のダブルネットワーク化が求められています。  
加えて、当地域は優れた観光資源や農林水産資源の活用による地域振興、企業立地による雇用の創出など地方創生のポテンシャルの高い地域であることから、道路ネットワークの強化によりさらなる地域の発展が期待されています。  
このことから、地方創生、国土強靱化に資する「命の道」近畿自動車道紀勢線の整備を推進し、高速道路紀伊半島一周を早期に実現することが必要です。また、4車線事業化区間である勢和多気 J C T ~ 大宮大台 I C 間、大宮大台 I C ~ 紀勢大内山 I C 間の一部区間を早期に工事着手するとともに、残る区間についても早期事業化が必要です。また、直轄無料区間については、暫定 2 車線区間の 4 車線化早期事業化に向けて、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見もふまえた検討が必要です。
- 2 東海環状自動車道の北勢 I C (仮称) ~ 大安 I C 間は、令和 6 (2024) 年度の開通予定であり、また、全線開通となる養老 I C ~ 北勢 I C (仮称) 間は、令和 8 (2026) 年度の開通予定が示されており、沿線地域では開通を見越した設備投資が進められています。北勢地域のさらなる産業振興や観光振興、県民の安全・安心の確保に向け、工程の要となる県境トンネルを早期整備するとともに、全線開通に向けた着実な整備の推進が必要です。  
大山田スマートインターチェンジ (仮称) については、令和 5 年 9 月 8 日に国による準備段階調査の新規着手箇所を選定され、ステージが一段階あがりましたが、実現に向けて国による準備段階調査の推進が必要です。また、市が主体となり新規事業化に向けて実施計画書の策定などが必要であり、引き続き、国や NEXCO 中日本の協力が必要です。



新名神高速道路は、新東名高速道路と一体で3大都市圏を結ぶ日本の新たな大動脈であり、人の交流と物流において重要な役割を担うとともに、東名・名神高速道路の代替機能を果たす上で不可欠な高速自動車国道です。国内輸送の約9割を担う貨物自動車による輸送における効率的な物流ネットワーク構築が進められる中、物流のあり方を大きく変える可能性があるトラック隊列走行の実現を見据え、その基盤となる新名神高速道路、新東名高速道路の6車線化が進められています。三重県区間においては、亀山西JCT～大津JCTの6車線化について、令和3(2021)年度末から順次完成が進む中、四日市JCT～亀山西JCTは事業化されていない状況であり、早期事業化および財源の確保が必要です。

- 3 北勢・中勢地域では、現道の国道1号、国道23号の渋滞が著しく、社会経済活動において大きな損失となっています。また、大規模災害時には、国道23号の機能が停止し、救援救助に支障が生じる可能性があります。

渋滞緩和による企業活動の生産性の向上や発災時の道路機能の確保のため、北勢バイパス、鈴鹿四日市道路の一体整備による国道23号との南北主要幹線道路のダブルネットワーク化が進められています。北勢バイパスについては、国道477号バイパス以北の令和6年度の開通に向けて、着実な整備を進めるとともに、残る区間の調査設計の推進が必要です。鈴鹿四日市道路については、早期に用地取得に着手することが必要です。

中勢バイパスについては、令和5年11月19日に全線暫定開通予定ですが、引き続き、暫定供用区間の渋滞緩和対策として立体化、4車線化を推進するなどネットワークの強化が必要です。

- 4 国道1号伊勢大橋周辺では、著しい渋滞が発生しています。また、伊勢大橋は、昭和9(1934)年に完成してから長年にわたり激しい道路交通を支え続けてきた結果、著しく老朽化していることに加え、耐荷力不足により20t超過車両(特殊車両)は通行できず、迂回せざるを得ない状況です。右折レーンの設置による渋滞の解消とともに、生産拠点間の輸送時間の短縮による物流の効率化が期待される伊勢大橋の架替について着実な整備推進が必要です。

松阪多気バイパスは、平成30(2018)年3月に暫定2車線で全線開通したことにより交通量が増加し、県道鳥羽松阪線との朝田町南交差点では、渋滞が増加しています。朝田町南交差点立体化の着実な整備推進が必要です。

- 5 鈴鹿亀山地域は製造業を中心とした産業集積地ですが、高速道路が内陸部にあり、鈴鹿市中心部からはアクセスに時間を要しています。また、沿岸部は津波浸水区域や液状化想定区域となっています。鈴鹿亀山道路は、平常時の企業の生産性向上による産業振興に寄与するとともに、大規模災害時の迅速な救援・救助や復旧・復興活動において有効に機能する道路として令和4(2022)年4月に補助事業として新規事業化されました。産業活動を支援し、防災機能を強化する鈴鹿亀山道路の早期整備が必要です。

三重県・鈴鹿市・亀山市、土地開発公社で事業推進チームを設置し用地取得体制を強化するなど早期整備に向けた取組を進めていますが、鈴鹿亀山道路は、技術的難易度が高い構造物が多く、事業費が暫定2車線で約500億円と多額であることから、必要な予算を確保するとともに、有料道路事業の活用など整備手法の検討に対する国の支援が必要です。

- 6 本県の東西方向には名神高速道路や新名神高速道路、名阪国道がネットワーク化されていますが、それらを南北に結ぶ幹線道路が整備されておらず、これら幹線道路を南北につなぎ、地域のさらなる発展に寄与する名神名阪連絡道路の早期整備が待ち望まれています。

令和4(2022)年4月には、名神名阪連絡道路の三重県区間を含む国道1号から名阪国道間が、令和5年(2023)年4月には、滋賀県内で名神高速道路から国道1号間が重要物流道路の計画区間に指定され、全線が重要物流道路の計画区間に指定されました。

名神名阪連絡道路について、連携してルート帯の決定など計画の具体化に向けた調査の推進が必要です。

7 近鉄四日市駅周辺については、リニア中央新幹線東京・名古屋間の開業効果を見据えて、分散するバス停を集約し利用者の乗換利便性等を改善するとともに、周辺のまちづくりと連携することで賑わいのある空間を創出するなど地域経済の活性化を図るため、国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業が事業化されました。

また、津駅周辺の道路空間については、「津駅周辺道路空間検討委員会」において、有識者や交通関係者と幅広く意見交換を行い、令和4（2022）年3月に「津駅周辺空間の整備方針」を策定しました。本整備方針では、津駅周辺が、みえ県都の顔となり、地域の活力を引き出し、災害にも強い空間へと再生することを目的としています。また、令和4（2022）年度には本整備方針の具現化に向け、新たに「津駅周辺道路空間再編検討委員会」を立ち上げ、「歩道空間の拡張による賑わいや滞留機能の強化」に向けた検討をさらに進めるため、賑わいの社会実験を実施しました。

豊かで活力ある地域づくりや防災力の強化に向けて、交通拠点となる主要駅を中心とする空間整備の推進や支援が必要です。

8 幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を進めていますが、予算が不足しており、計画的な道路整備の推進が困難となっています。また、排水施設や道路情報板等の法定点検施設以外の道路施設の老朽化対策を着実に進めていく必要があります。このように地方が真に必要とする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、新たな財源の創設が必要です。

現状において、大規模構造物の修繕・更新に係る個別補助制度はありますが、新設・改築に係る個別補助制度はなく交付金事業で実施しています。大規模な橋梁、トンネルの新設・改築については、一定期間において重点的に予算を確保し、計画的に整備を推進する必要があります。そのため、交付金ではなく個別補助制度の拡充が必要です。

9 地域の課題解決に向けた計画的な道路事業の進捗を図るため、道路メンテナンス事業補助、踏切道改良計画事業補助、土砂災害対策道路事業補助、交通安全対策補助（地区内連携）の推進に必要な予算確保が必要です。

10 国道167号磯部バイパスは、地域高規格道路である伊勢志摩連絡道路の一部であり、伊勢志摩地域の生活・産業・観光を支える重要な幹線道路であるとともに地域の安全を担う緊急輸送道路です。令和6（2024）年度の開通に向けて整備推進に必要な予算の確保が必要です。

国道421号大安ICアクセス道路は、いなべ市街地と東海環状自動車道の大安ICを連絡し、地域産業・商業等を支援するとともに東海環状自動車道の供用開始に伴う交通集中の緩和を図るため整備を進めています。国道421号大安ICアクセス道路の令和6（2024）年度開通に向けて、整備推進に必要な予算の確保が必要です。

社会資本整備総合交付金を活用し、幹線道路ネットワークの強化を進めるとともに、防災・安全交付金を活用し、道路法面等防災対策や通学路における交通安全対策、道路施設の老朽化対策、橋梁の耐震化などを進めていますが、予算が不足し計画的な事業進捗を図ることが困難な状況のため、交付金事業の予算の確保が必要です。

11 三重県内の直轄国道の大型車交通量は全国平均に比べ2倍以上あり、特に名阪国道や国道1号、23号においては10,000台・方向/日（大型車）を超える箇所が存在し、舗装の劣化が急速に進んでいます。良好な走行環境を維持できるよう計画的な舗装修繕や道路除草などの維持管理の強化が必要です。

県管理道路の舗装は、走行時の快適性や安全性を確保・維持するため、5年に1回の頻度で詳細点検（路面性状調査）を実施し、ひび割れ状況等を踏まえた維持管理を実施していますが、経年劣化が進んでいます。緊急輸送道路等の防災上重要な道路における舗装修繕を推進できるよう、安定的な予算の確保が必要です。

また、トンネルや橋梁等の道路施設は、より早い段階（健全度Ⅱ：予防保全）で修繕することにより道路利用者の安全・安心な通行の確保、ライフサイクルコスト削減が図れることから、これまでの事後保全から予防保全への転換が重要であり、予防保全型道路インフラメンテナンスを推進できるよう安定的な予算の確保が必要です。

12 令和4（2022）年度は、国内で大雪による大規模な車両滞留が発生しており、新名神高速道路において、66kmに及ぶ立ち往生が発生し、滞留車両の解消まで長時間を要しました。人命を最優先に、大規模な車両滞留を徹底的に回避するため、関係機関が広域的に連携し、交通状況等の迅速な情報共有や適切かつ一体的な通行規制、乗員保護体制の確保等に的確に対応できるよう、さらなる体制の強化が必要です。

本県では、令和5（2023）年4月に、多様な主体が連携して花とみどりの活用を推進し、個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的として「花とみどりの三重づくり条例」が施行されました。道路空間においては、良好な景観形成、地域の絆の強化を目指し、花植え活動の促進、管理目標樹形に基づく景観に配慮した剪定、安全で景観に配慮したきめ細かな道路除草等の取組について、直轄国道とも連携して推進していくことが必要です。

効果的な路面標示の維持管理に向けて、令和2（2020）年に直轄国道事務所・県警・県で構成する「三重県内道路路面標示連絡調整会議」を設立し、路面標示の交差点での同時塗替え、モニタリング調査を実施しています。また、三重大学、県警と共同でAIを活用した路面標示劣化システムの開発を進めています。路面標示は、道路利用者の安全な通行を確保するために非常に重要な施設であることから、計画的な路面標示の塗替えに向けて、国と県等の連携が必要です。

13 交通安全事業は、通学路交通安全プログラムや千葉県八街市の事故を踏まえた合同点検に基づく要対策箇所等で事業を推進しています。通学児童など道路利用者の交通安全確保のための交通安全対策事業が着実に推進できるよう、安定的な予算の確保が必要です。

14 本県では、道路メンテナンスの強化や交通マネジメントの活用に向け、令和3（2021）年4月からAIカメラによる常時観測システムの運用を開始し、交通量の増減を定期的に公表しており、今後の観測体制を強化するため、令和4（2022）年3月に、「道路DX中期計画 ver.1」を策定しました。また、渋滞や交通安全等の交通マネジメントや道路空間の再編等の計画検討のほか、災害時の異常検知などにAIカメラの活用の幅を広げていく必要があることから、令和5（2023）年3月に、「道路DX中期計画 ver.2」を策定しました。

国の取組を地方自治体が管理する道路にも展開し、全ての道路管理者の道路データの統合や連携を図るとともに、道路分野へのICT・AI等の新技術の整備や運用のさらなる増強に向け、国からの技術的・財政的な支援が必要です。

15 太平洋岸自転車道は、令和3(2021)年5月に第2次ナショナルサイクルルートに指定され、本県においては鳥羽市から紀宝町に至る約300kmが含まれています。サイクルツーリズムを強力に推進していくためには、サイクリングが楽しめる魅力づくりを地域と連携しながら盛り上げていくとともに、安全で快適な自転車通行空間の確保や受入環境の整備に取り組む必要があります。矢羽根や案内看板等の整備は交付金の対象ですが、サイクルステーションや景観整備は交付金の対象外となっており、よりサイクリングが楽しめる環境整備を推進するために交付金対象とするよう採択要件の拡大が必要です。

近年の気候変動の影響により温暖化対策は喫緊の課題となっており、脱炭素社会の実現に向けて、道路交通の低炭素化、道路インフラの省エネ化・グリーン化が求められています。本県では道路インフラの省エネ化に向け、トンネル照明のLED化を進めており、このLED化を計画的に推進できるよう安定的な予算の確保が必要です。

**事務担当** 県土整備部道路企画課、道路建設課、道路管理課

**関係法令等** 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、国土交通幹線自動車道建設法、道路法、踏切道改良促進法、自転車道の整備等に関する法律 等

## 4. 災害に強い県土づくりのための流域治水の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 七里御浜海岸の長期にわたる安全・安心を早期に確保するため、整備を直轄事業化すること。  
鵜殿港周辺も含めた効果的な海岸侵食対策の方向性を定めるため、技術的な支援を継続して行うこと。
- 2 鳥羽河内ダム（県管理）の令和10（2028）年度完成に向けて、必要な予算を確保すること。
- 3 特定都市河川の指定による流域治水整備事業を活用して、雲出川本川及び支川の河川改修を加速化すること。
- 4 木曾三川および鈴鹿川・櫛田川・宮川・勢田川の直轄河川改修事業について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を重点的・集中的に講じ、事前防災対策を加速化すること。
- 5 熊野川の直轄河川改修事業について、河川整備計画に基づき河道掘削等の推進を図ること。  
熊野川の総合的な治水対策協議会において持続可能かつ総合的な土砂管理を進めるとともに、濁水の長期化を抑制する取組を推進すること。
- 6 木津川・服部川・柘植川および名張川の直轄河川改修事業について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を重点的・集中的に講じ、事前防災対策を加速化すること。
- 7 木津川水系直轄砂防事業について住民の安全と交通機能確保のため事業推進を図ること。
- 8 流域治水の取組推進のため、河川管理者以外の取組について財政支援を行うこと。  
一級河川において、より効果的な事前放流に向けた検証と運用改善を関係機関で連携して推進すること。  
雨水浸透阻害行為許可に伴い整備する雨水貯留浸透施設の維持管理について財政支援を行うこと。  
市町が取り組む下水道事業による集中的な浸水対策に必要な財政支援を行うこと。
- 9 河川整備基本方針・河川整備計画の見直しに係る業務を社会資本整備総合交付金制度の対象とすること。  
海岸保全基本計画の変更について技術支援を行うこと。
- 10 南海トラフ地震による被災リスクの高い「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」などにおいて、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を重点的に推進できるよう、安定的に予算を確保すること。
- 11 流域におけるインフラ老朽化対策を推進するために必要な予算を確保すること。  
長寿命化計画に基づくダム設備の修繕・更新を補助事業の対象とすること。

12 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの耐久性の向上を図り、更新に対して財政支援を行うこと。

河川管理の効率化・高度化に向け、河川台帳のデジタル化や河川点検の省力化など河川DXに対して財政支援を行うこと。

13 土砂災害警戒区域指定などに資する地形図の高精度化、砂防指定地図及び施設台帳等のデジタル化などインフラDXの砂防事業における取組を加速できるよう、国からの財政的な支援を拡充すること。

14 下水道未普及地域の早期解消を図るため、下水道未普及対策事業、下水道整備推進重点化事業を堅持し、所要の予算を確保すること。

下水道施設の持続的な機能確保を図るため、下水道ストックマネジメント支援制度を堅持し、所要の予算を確保すること。

#### 《現状・課題等》

1 七里御浜海岸は、昭和30（1955）年代以降、高波などにより海岸侵食が進み、井田地区海岸では前浜の大部分が消失しました。また、平成以降で7度にわたり被災するなど、被災リスクの高い海岸となっています。高潮・侵食対策として、昭和58年度から人工リーフの整備や維持養浜を実施していますが、膨大な事業費が必要な上、熊野川流域（三重県・奈良県・和歌山県）の総合的な土砂管理が複数県に跨るほか、河口閉塞対策、景観への配慮など高度な技術が必要であることから直轄事業化が必要です。

また、新たな対策として漂砂制御施設等を検討しますが、非常に高度な技術力を要することから国や研究機関から継続して技術的な支援が必要です。

2 鳥羽河内川流域では頻発化・激甚化する豪雨に伴い、浸水被害が数年に1回発生しており、浸水被害の軽減に向けて鳥羽河内ダムの令和10（2028）年度完成が待ち望まれています。鳥羽河内ダムでは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」という。）に治水ダム建設事業が位置づけられ、国土強靱化予算が補正予算により措置されたことから、令和5（2023）年度は本体工事に着手し、着実に事業進捗を図っています。

しかし、令和6（2024）年度以降、ダム本体工事に約70億円が必要ですが、「5か年加速化対策」の終了後にダム本体工事のピークを迎えることから、「5か年加速化対策」後の予算確保が課題となっています。

3 雲出川の中流域には無堤部が多く存在し、近年でも毎年のように浸水被害が発生しています。また、JR紀勢本線や近鉄名古屋線のほか、国道23号をはじめとする緊急輸送道路が多く存在する下流部の浸水エリアは、県庁所在地（津市）と県南勢部を結ぶ交通の要衝となっています。流域治水の本格的な実践に向けて、令和5（2023）年3月に、中村川とその支川の赤川、波瀬川が特定都市河川・特定都市河川流域に指定されました。令和3年の法改正以降、中部地方整備局管内で初の指定となります。流域治水整備事業を活用し、雲出川中流部及び支川の中村川、波瀬川の整備を加速化させ、家屋浸水被害の解消を図ることが必要です。

また、浸水被害防止区域及び貯留機能保全区域は、開発規制が伴うため、指定にあたっては関係者との十分な調整及び周知期間が必要です。

4 政府の地震調査委員会は令和4（2022）年1月、南海トラフ巨大地震の40年以内の発生確率を「90%程度」に引き上げました。海拔ゼロメートル地帯を流域とする木曾三川において、早期の堤防耐震化が求められています。

宮川流域は伊勢神宮等の歴史遺産、鈴鹿川流域は日本屈指の工業地帯、櫛田川流域は農業基盤集積地を有しており、社会・経済・文化の基盤を成していますが、平成 29(2017)年の台風第 21 号による洪水で甚大な被害に見舞われました。

浸水被害を軽減するため、直轄河川改修事業について、「5 か年加速化対策」を重点的・集中的に講じ、事前防災対策を加速化することが必要です。

- 5 平成 23(2011)年の紀伊半島大水害時に、熊野川で現行計画を大きく上回る洪水が発生し、甚大な被害に見舞われました。また、令和元(2019)年の台風 10 号では、支川の相野谷川が計画高水位を超過しました。こうしたことから、国において令和 3(2021)年度に気候変動の影響をふまえた河川整備基本方針・河川整備計画が策定されました。今後は策定した河川整備計画に基づき、河道掘削等の河川整備の推進を図ることが必要です。

また、熊野川流域では、治水対策や長期化する濁水の影響等が課題となっていることから、平成 24(2012)年 7 月に国、三重県、奈良県、和歌山県、沿川市町村、ダム管理者が参画する「熊野川の総合的な治水対策協議会」を設置し、堆積土砂撤去、流域の崩壊地対策、利水ダムの施設改良や運用改善などに取り組んでいます。持続可能かつ総合的な土砂管理を進めるとともに、濁水およびその長期化を抑制する取組を推進することが必要です。

- 6 伊賀地域の治水対策は、上野遊水地および川上ダムの整備、木津川・服部川・柘植川の河道掘削が完成することにより、戦後最大規模の洪水(昭和 28 年台風第 13 号)と同程度の大雨が発生しても浸水被害がゼロとなり、治水上の安全が確保される見込みです。上野遊水地は平成 27(2015)年度に運用を開始し、川上ダムは令和 4(2022)年度に事業完了し、管理段階へ移行していますが、試験湛水が継続中であるため、試験湛水中も本運用と同等の効果的な運用が必要です。

直轄河川改修事業について、伊賀市内では服部川で河道掘削・水門整備が進められていますが、気候変動をふまえた水害リスクに備えるため、「5 か年加速化対策」を重点的・集中的に講じ、事前防災対策を加速化することが必要です。

また、名張市内では、平成 29(2017)年の台風第 21 号で道路冠水、床下浸水が発生したことから、「5 か年加速化対策」を重点的・集中的に講じ、事前防災対策を加速化することが必要です。

- 7 名張市街地を走る国道 165 号や近鉄大阪線周辺には多数の土石流による土砂災害警戒区域があり、要配慮者利用施設等も土砂災害に対する保全対象となっています。現在、事業を実施している木津川水系直轄砂防事業により砂防堰堤の整備が進められているところですが、住民の安全と交通機能確保のため、事業を強力に推進し早期完成を図る必要があります。

- 8 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、本県では令和 4(2022)年 3 月までに全ての一級水系と二級水系において、流域治水プロジェクトを策定しました。これらの流域治水プロジェクトの実効性を高めるためには、河川管理者以外の者が行う取組を推進することが重要です。これらの取組を強力に推進するには、施行者にメリットがある財政支援が必要です。

一級河川における利水ダムの事前放流は、国土交通省の提供する雨量予測に基づいて実施の判断をしていますが、発電など利水ダムの運用の支障とまらない範囲で事前放流することから、容量を最大限活用するには、利水関係者との十分な調整が必要です。河川法に基づき設置されている「ダム洪水調節機能協議会」を通じて、事前放流に係る利水ダムの能力等の理解を深め、より効果的な事前放流に向けた検証と運用改善を関係機関で連携して推進することが必要です。

特定都市河川流域における開発等の行為により生じる流出雨水量の増加に対しては、雨水貯留浸透施設の設置が必要となっています。雨水浸透阻害行為の許可に伴い整備される雨水

貯留浸透施設の維持管理が課題となり、雨水貯留浸透施設の整備や地域開発が進まないため、当該施設の維持管理について、河川管理施設と同等な財政支援が必要です。

市街地において内水被害から住民等の生命を守るとともに都市機能の確保・早期回復を図るため、市町は下水道事業により河川管理者と連携して内水氾濫の軽減に努めています。近年の気候変動による影響から内水氾濫の頻発化・激甚化への対応が必要であり、引き続き国の強力な財政支援が必要です。

- 9 水災害の頻発化・激甚化を受け設置された「社会資本整備審議会」の答申において、将来の気候変動を踏まえた治水計画等の見直しが示されました。

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、県単独事業で対応していますが、今後、気候変動の影響を踏まえた見直しを行うためには多額の費用が必要であり、事業の進捗を図るために、交付金制度の対象にする必要があります。また、策定・見直しの手法について技術的な支援が必要です。

海岸保全基本計画の変更について、令和2（2020）年7月の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や潮位偏差・波高の長期変化を海岸保全基本計画に反映することになっており、見直しは5年程度（現行計画では令和7年度末まで）を目処としています。将来的な気候変動を踏まえて設計外力を設定した場合、海岸保全施設だけではなく河川管理施設等にも大きな影響を及ぼすことに加え、愛知県、三重県、和歌山県3県にまたがる設定となることから、設計外力の設定について継続して国の技術的な支援が必要です。

- 10 本県の沿岸地域は、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」に指定されており、被災リスクが非常に高い地域です。また、地震調査委員会によると、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%と非常に高く、切迫性が高まっています。南海トラフ地震に備えた地震・津波対策が喫緊の課題となっている中、「5か年加速化対策」により別枠予算が配分されました。今後も継続して、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を推進できるよう、安定的な予算の確保が必要です。

- 11 河川管理施設、ダム設備、海岸保全施設、砂防施設の老朽化が進んでおり、適切な維持管理に向けて長寿命化計画に基づく老朽化対策を着実に進めるため、安定的な予算の確保が必要です。

老朽化したダム設備の修繕や更新については、令和4（2022）年度に個別補助事業として「ダムメンテナンス事業」が創設され、総事業費4億円を超えるダム管理施設の機能強化（改築・改良）については補助事業の対象となりましたが、ダム管理施設の修繕や更新については対象とならず、県単独事業で対応していることから、重い財政負担となっています。

長寿命化計画に基づく海岸保全施設修繕や河川管理施設の更新、砂防関係施設修繕については個別補助事業の対象となっていることを踏まえ、長寿命化計画に基づくダム設備の更新についても、補助事業の対象とするよう採択要件の拡大が必要です。

- 12 本県においても、国の開発した従来品よりもコンパクトで安価な危機管理型水位計・河川監視カメラを採用し、重点監視箇所として位置付けた場所に水位計とカメラを合わせて設置しています。現在は57箇所を設置済みであり、令和8（2026）年度末には合計102箇所を設置することを目標に進めています。しかし、これらの機器開発の仕様が「無給電で5年以上



稼働」となっており、それ以降の担保が無いことから、国において耐久性の向上を図るとともに、更新に対して財政支援が必要です。

河川台帳が紙資料であることから、占用物件や河川区域などの問合せへの対応に時間を要しています。成果品からの台帳の新規作成も、規定が細部にわたり、手間と予算を要します。また、紙資料を用いた河川点検では、経年変化等の確認に手間を要し、異常箇所の発見・把握に人的負担や時間も要します。

台帳のデジタル化に向け、点群や簡易写真等についての規定を見直し、規定の緩和を図るとともに、河川管理の効率化・高度化に向けた台帳等のデジタル化や河川点検の省力化など河川 DX を支援する予算制度が必要です。

- 13 土砂災害警戒区域の二巡目調査、土砂洪水氾濫対策計画の策定、山地での危険な土地改変の監視などを行っていくためには、広域をカバーする高精度な地形情報が必要です。

また、自治体が持つ砂防指定地図や砂防施設台帳等は紙資料のものが多くあり、土砂災害警戒区域図などのハザード情報とのつながりも無く、それぞれを十分に活用できていません。

地形図の高精度化や砂防指定地図や砂防施設台帳のデジタル化など、自治体が行うインフラ DX の砂防事業における取組を加速できるよう、土砂災害防止法基礎調査費にかかる補助率のかさ上げ等の支援や、高精度な地形図作成や砂防施設台帳等のデジタル化を支援する予算制度が必要です。

- 14 本県の下水道普及率は約 60.0%（全国 37 位、全国平均約 81.0%）であり、普及が大幅に遅れています。

下水道を供用している 23 市町のうち、11 市町が今後も引き続き重点的に公共下水道の管渠延伸及び面整備等を進める必要があり、事業に必要な予算を重点配分により確保し、下水道の普及を図る必要があります。

また、11 市町のうち 4 市においては、未普及箇所の早期解消に向け、下水道整備推進重点化事業を活用して取り組んでおり、その制度の堅持および予算の確保が不可欠です。

本県の流域下水道の 6 処理場の設備は、老朽化により改築時期を迎えているため、令和元（2019）年度に費用の平準化や縮減を考慮した「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、令和 2（2020）年度から当該計画に基づき、老朽化対策を行っています。老朽化対策が滞り、下水道の運用に支障をきたすことがないように、必要な予算を確保し、計画に基づいた事業を着実に実施する必要があります。

**事務担当** 県土整備部河川課、港湾・海岸課、防災砂防課、下水道事業課

**関係法令等** 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、河川法、特定都市河川浸水被害対策法、海岸法、港湾法、砂防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、下水道法 等

## 5. 魅力ある地域づくりの基礎となる社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 港湾の脱炭素化推進計画作成に向けた助言など技術的な支援を行うこと。  
物流、観光の活性化に資する港湾の利活用に関する助言など技術的な支援を行うこと。
- 2 南海トラフ地震による被災リスクの高い「津波避難対策特別強化地域」において、緊急性の高い海岸保全施設の地震・津波対策を強力に推進できるよう、予算を確保すること。  
港湾施設の老朽化対策や地震対策を強力に推進できるよう、予算を確保すること。
- 3 国営木曾三川公園（桑名七里の渡し公園）の早期全面開園をめざし、七里の渡し地区の早期工事着手を図ること。
- 4 広域的な集客力を強化し、観光等の誘客を促進するための都市公園整備の予算を確保すること。
- 5 大規模自然災害への備えとして、緊急輸送道路の無電柱化に必要な街路整備の予算を確保すること。  
通学路等の安全対策に必要な街路整備の予算を確保すること。  
大規模自然災害への備えとして、防災拠点や避難地となる都市公園整備の予算を確保すること。  
都市公園の老朽化対策を着実に実施していくための予算を確保すること。
- 6 ウォーカブルな空間の形成に必要な予算を確保すること。  
ゆとりある「駅まち空間」の形成に必要な予算を確保すること。
- 7 危険な空き家の解消や空き家の流通促進のため、空き家対策に関する必要な予算を確保すること。  
公営住宅の駐車場整備事業について、社会資本整備総合交付金の基幹事業とすること。  
耐震性が不十分な住宅や建築物を解消するため、耐震化促進に必要な予算を確保すること。  
安全な市街地形成のため、狭あい道路整備等促進事業に必要な予算を確保すること。
- 8 技術者の施工管理業務の分業化を促進するために必要な予算を確保すること。  
朝礼や作業準備、安全教育などを1日の就業時間に適切に反映した標準歩掛に見直しをすること。  
生産性向上を促進するため、DX導入時に必要な費用を見込んだ一般管理費率とすること。  
若手技術者が入職しやすい職場環境を整えるため、民間工事への週休2日制の導入を制度化すること。

## 《現状・課題等》

- 1 本県には国際拠点港湾 1 港、重要港湾 2 港、地方港湾 17 港の合計 20 港があり、うち 19 港を県が管理しています。県管理の港湾を最大限に活用して、得られる効果を県内全体に波及させるため、カーボンニュートラルポートの実現、港湾による地域産業や観光の活性化に向けて取組を進めているところです。

県では、多様な関係者と協働し、港湾が関わる新たな課題への対応を目的に「三重県港湾みらい共創本部」を令和 4 (2022) 年 4 月に設置しました。現在、2050 年の港湾の脱炭素化に向けた港湾脱炭素化推進計画の作成に着手しており、他港の事例紹介など技術的な支援が必要です。取扱貨物量の拡大やクルーズ船の寄港拡大に向けて、地域産業の活性化や、クルーズ・マリンレジャー等観光振興に資する港湾の取組の検討を進めているところですが、こうした取組の進捗を図るためには、国による技術的助言などの支援が必要です。

- 2 地震調査委員会による南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率は 70~80% と非常に高く、切迫性が高まっています。このため海岸保全施設の耐震対策や海岸堤防強靱化対策等の早急な実施が求められており、それらを重点的に推進するためには、予算の確保が必要です。

また、港湾は地域経済を支える重要な社会資本であり、港湾施設の機能を回復させ、「事後保全」から「予防保全」の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換により港湾施設の安全性確保や長寿命化を図るため、老朽化対策を進めていく必要があります。さらに、大規模地震に備え緊急物資輸送機能を確保し、経済を支える海上ネットワークを維持するため、港湾施設の耐震化を進める必要があります、これらを強力に推進するためには、さらなる予算の確保が必要です。

- 3 国営木曾三川公園は、令和 3 (2021) 年 1 月に七里の渡し公園(住吉地区)が全面開園しました。引き続き、木曾三川を軸とした交流と繁栄の歴史を紹介する場として、また地域活性化・交流促進のため、早期全面開園をめざし、七里の渡し公園(七里の渡し地区)の早期の工事着手が必要です。

- 4 本県では、広域的な集客力強化に資する新たな拠点づくりとして、都市公園の整備に取り組んでいます。

県営都市公園ダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森)では、Park-PFI を活用した公園のリニューアルを行い、新しく開店したカフェを拠点とした夜間営業の試行など、官民連携の取組により新たなにぎわいを創出しています。

また、県営都市公園熊野灘臨海公園では、老朽化したプールの再整備を行い夏季の利用者が大幅に増加しました。

その他の都市公園においても、広域的な集客力を強化し、観光等の誘客を推進するためには、都市公園整備のための予算確保が必要です。

- 5 令和元年房総半島台風では、千葉県において約 2 千本の電柱が倒壊したことにより、停電が長期化するなど、住民生活に甚大な影響を及ぼしました。激甚化・頻発化する自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生しているため、緊急輸送道路の無電柱化に向けた街路整備のための予算確保が必要です。

また、市街地における安全・安心な歩行空間の確保が求められており、通学路等の安全対策を推進するための予算の確保が必要です。

南海トラフ地震などの大規模災害に備えた都市防災機能の強化に向けて、防災拠点や避難地となる都市公園の整備や、公園施設の老朽化対策のための予算の確保が必要です。

- 6 人口減少・生産年齢人口の減少による市街地における活力の低下は、全ての都市が抱える共通の課題となっているため、市街地に人が集まる動機と居心地のよさがあり、ウォーカブルな空間の形成に向けた予算の確保が必要です。

また、駅前広場や歩行空間、自転車道の整備により、交通連節機能と回遊性を向上させ、利便性・快適性・安全性の高いゆとりある「駅まち空間」を形成するため、必要な予算の確保が必要です。

- 7 平成30年住宅・土地統計調査によると、三重県の空き家率は15.2%と全国平均の13.6%より高い水準になっています。また「居住目的のない空き家（その他空き家）」の総数はここ20年で約1.9倍に増加しており、今後も増加が見込まれることから対策が急務となっています。令和5年6月14日に公布された空家特措法の一部を改正する法律は、6か月以内の施行であり、施行とともに空き家対策を一層推進するため、空き家対策に関する予算の確保が必要です。

昭和40年代～50年代に建設された県営住宅について、建設当時の生活様式では車が必需品ではなかったため、駐車場が整備されていない団地が全59団地中、37団地ありますが、現在では駐車場を1世帯に対して1区画確保することが求められています。駐車場整備ができていない団地は、当該団地の自治会等が空きスペースを利用して駐車区画を管理していますが、スペースの不足や不正駐車、それに起因する入居者間のトラブル等の問題が発生しています。県による各団地の駐車場整備を滞りなく遂行するために、駐車場整備事業を社会資本整備総合交付金の基幹事業とする必要があります。

住生活基本計画では、令和12（2030）年までに耐震性の不足する住宅を概ね解消することが目標とされています。また、耐震改修促進法に基づく国の基本方針では、令和7（2025）年までに耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消することが目標とされています。これらの目標を達成するためには、住宅・建築物の耐震化事業に係る予算の確保が必要です。

県内の11市町で狭あい道路整備等促進事業を実施しており、令和5（2023）年度末までに34,055mの狭あい道路について拡幅整備を計画しています。住民からセットバック部分の寄付を受けるものの、舗装や側溝敷設等の道路整備に必要な予算が不足し、道路として整備が進められずに通行上危険な状態の箇所もあります。これらの未整備セットバック部分について、着実に整備を進め市街地の安全性の向上を図るために、必要な予算の確保が必要です。

- 8 改正労働基準法が施行されたことにより、令和6（2024）年4月1日から建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されます。長時間労働になりやすい現場監督業務の一部をDXにより分業化（バックオフィスで実施）するために、建設企業において必要となる予算を確保する必要があります。

また、国土交通省は時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化を図るため、令和5年度から標準歩掛を一部見直していますが、時間外労働規制が始まる令和6年4月までに朝礼や作業準備、安全教育などを1日の就業時間に適切に反映した標準歩掛への全面的な見直しが必要です。

建設ディレクターやICT活用工事などに対応するための周辺機器の整備などDX導入には一定の初期費用が必要であり、DX導入時に必要な費用を見込んだ一般管理費に見直す必要があります。

本県では、週休2日制工事の導入を推進し、県内市町へも推進するよう各種会議で働きかけを行っていますが、民間工事においては取組状況がいまだに低く建設業界への若手技術者の入職に懸念があります。若手技術者が入職しやすい職場環境を整えるため民間工事へ週休2日制を導入することを制度化する必要があります。

**事務担当** 県土整備部港湾・海岸課、都市政策課、建築開発課、住宅政策課、公共事業運営課、技術管理課

**関係法令等** 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、港湾法、都市計画法、都市公園法、踏切改良促進法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、無電柱化の推進に関する法律、都市再生特別措置法、公営住宅法、住生活基本法、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、空家等対策の推進に関する特別措置法、建築基準法 等

## 6. 背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の

### 整備推進

(財務省、国土交通省)

- 1 四日市港における直轄海岸事業の実施  
四日市港（石原・塩浜地区）において、直轄海岸事業を令和6（2024）年度から実施すること。
- 2 四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業の推進（北ふ頭81号耐震強化岸壁整備）  
東海環状自動車道全線開通を見据えた81号耐震強化岸壁の供用開始に向け、計画的かつ重点的に事業を推進するために必要な予算を確保すること。
- 3 カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた支援  
カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた技術的助言など必要な支援を行うこと。
- 4 港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策等の推進  
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による港湾施設の老朽化対策および海岸保全施設の地震・津波・高潮対策などを集中的に取り組むため、さらなる予算を確保すること。

#### 《現状・課題等》

##### 1 四日市港における直轄海岸事業の実施

四日市港の背後地域には、日本で最初の石油化学コンビナートが形成され、エネルギー関連や石油化学を中心とした製品の素材・原料等を製造する基幹産業が集積しています。また、県内で最大の人口を抱える市街地が広がり、住宅が密集しているほか、国道1号、23号、JR、近鉄等が通る交通の要衝となっています。

四日市港海岸の海岸保全施設は、伊勢湾台風後の昭和30年代後半に整備され、整備後約60年が経過し老朽化が進行しており、高潮に対する防護機能が低下しています。また、耐震性が不足しており、南海トラフ地震等の大規模地震に伴う津波により甚大な浸水被害が懸念され、早期の対策が必要です。

特に、石原・塩浜地区の海岸保全施設は老朽化が著しく早急な対策が必要であるうえ、海岸保全施設周辺には、危険物を扱うパイプラインが近接・横断する形で敷設されており、改良に高度な技術力を要し、事業規模も著しく大きくなるため、国直轄による整備が必要です。

##### 2 四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業の推進（北ふ頭81号耐震強化岸壁整備）

四日市港は、背後圏産業の発展を物流面から支える重要な役割を担っており、特に霞ヶ浦地区は、コンテナ貨物や完成自動車、エネルギー関連貨物などを取り扱う国際物流拠点の中核となっています。

四日市港では、コンテナ船の大型化により必要水深を満たす岸壁が不足しているとともに、コンテナ船用の耐震強化岸壁がなく、南海トラフ地震など大規模地震が発生すれば、物流機能が大幅に低下し、経済・産業に与える影響は甚大になるおそれがあります。

一方で、近年は、臨港道路「四日市・いなばポートライン」や新名神高速道路、東海環状自動車道など四日市港と背後圏をつなぐ道路網の整備による利便性が向上し、東海環状自動車道沿線等では、新たな企業が立地するなど、更なる企業進出や生産拡張による民間投資等が進展しています。

東海環状自動車道が全線開通すると、大垣市から四日市港への所要時間は100分から50分へと短縮されるなど、物流効率が飛躍的に向上し、更なるコンテナ貨物量の増加が見込まれることから、令和8（2026）年度の東海環状自動車道の全線開通を見据えた霞ヶ浦地区国際物流ターミナルの供用開始に向けた計画的な事業推進を図るため、重点的な予算の確保が必要です。

### 3 カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた支援

四日市港は、我が国有数の石油化学コンビナート等を擁し、石油をはじめとしたエネルギーの輸入・供給拠点として、我が国の経済を支える重要な役割を担っており、そのための既存インフラや供給網が整っています。このため、今後、主要なエネルギー源が化石燃料から水素・燃料アンモニア等へ変化しても、四日市港は、これまでと変わらず我が国における重要なエネルギーの輸入・供給拠点としての役割を果たしていく必要があります。

このような考えのもと、四日市港におけるカーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けて、四日市港管理組合が事務局となって四日市港CNP協議会を令和4（2022）年8月に設置し、令和5（2022）年3月に「四日市港CNP形成計画」を策定しました。今後は、令和4（2024）年12月に施行された港湾法の一部を改正する法律に基づき、四日市港管理組合において、関係者連携のもと「港湾脱炭素化推進計画」を作成する予定です。

また、三重県と四日市市において、知事及び市長も自ら参画する四日市コンビナートのカーボンニュートラル（CN）化に向けた検討委員会が令和4（2022）年3月に設立され、令和5（2023）年3月に「四日市コンビナートの将来ビジョン（グランドデザイン）」が取りまとめられました。令和5（2023）年度からは、新たに四日市コンビナートCN推進委員会が設置され、企業間の連携によるプロジェクト創出や企業と行政が連携した実証実験などの新たな取組の推進が図られます。

四日市コンビナートのCN化と四日市港におけるCNPの形成は、一体不可分であり、四日市コンビナートのCN化及び四日市港におけるCNPの実現に向け、技術的助言など国による支援が必要です。

### 4 港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策等の推進

四日市港の港湾施設や海岸保全施設の多くは供用から50年以上が経過し、劣化・損傷が発生していることから、老朽化対策は「待ったなし」の課題です。

このため、港湾施設・海岸保全施設の地震・津波・高潮対策、港湾施設の老朽化対策などに集中的に取り組むため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による予算確保が必要です。

また、千歳運河では歴史的・文化的資源を活用して、「みなと」を核とした魅力ある空間を創出するため、老朽化した物揚場を緑地護岸として整備を進めており、集中的に取り組むためにはさらなる予算が必要です。

事務担当 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

## 7. 津波避難施設整備への支援の充実

(内閣府、総務省、国土交通省)

津波避難タワーなどの津波避難施設は、安全な高台等への避難が困難な地域において住民の生命を守るための重要な施設であることから、整備が一日でも早く進むよう、津波避難施設の整備に対する支援制度を継続し、必要な予算を確保した上で、支援制度のさらなる拡充を図ること。

### 《現状・課題等》

今後 30 年以内の発生確率が 70～80%とされている南海トラフ地震では、東海、近畿、四国、九州などの超広域にわたり被災することから、我が国にとって、深刻かつ甚大な被害が生じることが想定されています。

中央防災会議が平成 24 (2012) 年度に公表した被害想定では、全国の南海トラフ地震による死者数は最大約 32 万人に達し、被害額は 220 兆円を超えると見込まれています。

また、沿岸部には、最大 34mの津波が押し寄せ、津波による死者は約 23 万人と想定されていることから、南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、津波避難タワーなどの津波避難施設の整備が必要となります。

これまでも、「南海トラフ地震対策特別措置法」による補助嵩上げなどの財政支援制度の活用により、津波避難施設の整備は一定進んできているものの、地震発生から数分程度で津波が到達する地域や、地震の揺れに伴う液状化等により堤防が沈降し、地震発生直後から浸水が始まる地域など、津波からの避難が困難な地域が数多く残されている中で、津波避難タワー 1 基あたりの整備費が 2～3 億円程度必要となることから、財政支援制度を活用してもなお財政負担が大きく、津波避難施設の整備を進められない市町もあります。

すべての要避難者が確実に避難することができる施設の整備を促進するため、今後も既存の支援制度を継続し、必要な予算の確保が必要です。

また、地方の財政負担が軽減されるよう、「南海トラフ地震対策特別措置法」による補助の一層の嵩上げや、国交付金活用時の地方負担部分に、「緊急防災・減災事業債」などの交付税措置率の高い地方債を充当可能とするなど、支援制度のさらなる拡充を図ることが必要です。

事務担当 防災対策部地域防災推進課、国土整備部都市政策課  
関係法令等 災害対策基本法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、地方財政法



## 8. 不登校児童生徒の学び・育ちのためのフリースクール等への支援

(こども家庭庁、文部科学省)

フリースクール等の学校以外の多様な学びの場や居場所を充実させる取組を推進し、必要な財政措置を講じること。

### 《現状・課題等》

不登校児童生徒（国公立の小中学校）は、国全体でおよそ 30 万人、本県でも令和 4（2022）年は 3,958 人と過去最多で、しかもコロナ禍も相まってここ数年で急増しています。また、学校内外で相談を受けていない人の増加や欠席の長期化も進行しています。さらに、本県の調査では、ひきこもりの状態となった経緯・きっかけとして不登校が 10.8%を占めるなど、不登校からひきこもりにつながる事例も少なくなく、不登校児童生徒支援は全国共通の喫緊の課題となっています。

そうした状況の中、不登校児童生徒への支援については、当該児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があることから、学校内外における多様な学びの場を整備することが求められています。

国においては、令和 5（2023）年 3 月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）を取りまとめ、不登校対策の一層の充実に取り組むとし、学びの多様な学校や校内教育支援センターの設置等を推進するほか、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するために、NPO やフリースクール等の民間施設との連携の重要性についても言及しています。

本県では、平成 22（2010）年からみえ不登校支援ネットワークを設立し、行政と民間の枠を超えて不登校支援に取り組んでおり、フリースクール等の民間施設が行う不登校児童生徒に対する体験活動等への支援やスクールカウンセラーなどの専門員の派遣等を実施するなど、多様な学びの場、居場所の維持・確保に努めています。

しかしながら、フリースクールの運営団体からは、経済的な理由からフリースクールを利用できない児童生徒がいるとの指摘があります。学びたいと思った児童生徒が誰でもフリースクール等民間施設を利用することができるよう財政的な支援が必要です。

不登校児童生徒にとって多様な学びの場を確保できるよう、こうした取組に対して国による財政措置を講じていただく必要があります。

事務担当 環境生活部私学課、教育委員会事務局生徒指導課  
関係法令等 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

## 9. 人口減少対策の取組に向けた支援

(内閣官房、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省)

人口減少対策の実行は、待ったなしの状況であり、自然減の緩和に向けた少子化対策と、社会減の解消に向けた定住促進や流入・Uターン促進に継続的に取り組んでいくことが必要である。地方での人口減少対策を推進するため、以下の措置を講じること。

1 令和5(2023)年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」で掲げた、めざす将来像の実現に向けては、真に実効性のある取組が展開できるよう、地方の意見を聴きながら検討を進めること。

(1) 「こども未来戦略方針」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」の着実な実現に向けて、各施策の具体的な内容やスケジュールを早期に明示するとともに、将来的なこども・子育て予算の倍増に確実に取り組むこと。

(2) 保育士の配置基準の改善やこども誰でも通園制度(仮称)の実施、不適切保育の未然防止に向けて、必要となる保育士を確保できるよう、保育士の処遇改善や職場環境の改善のための公定価格の引上げに加え、潜在保育士の活用に向けた支援制度の拡充を行うとともに、そのために必要な財源を確保すること。

(3) こどもの健やかで安全・安心な育ちを支援するため、全国一律の医療費助成制度を創設すること。

(4) 子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して出産・子育てができるよう、授業料および入学金の減免や全国一律の奨学金返還支援の実施といった高等教育の就学支援のさらなる拡大を行うこと。

(5) 育児・介護休業法の改正による出生時育児休業(産後パパ育休)などの制度が十分に活用されるよう、男性育児休業取得に対する機運醸成を行うこと。また、育児休業を取得する従業員の代替要員確保に向けた仕組みの構築や育児休業給付の給付率の引上げなど、希望に応じて育児休業を取得できる環境整備を確実に進めるとともに、今後は、男性の育児休業等取得状況の公表を義務付ける対象を拡大することにより、企業側の取組を促すこと。

(6) 出産や子育て等との両立支援のため、長時間労働の是正、イクボスの取組、時間単位年次有給休暇や配偶者出産休暇等の充実、テレワークなどの多様な柔軟な働き方の制度について、企業にさらなる導入を促進すること。

2 デジタル田園都市国家構想推進交付金について継続的に予算を確保すること。また、移住支援事業について、より一層活用しやすい制度となるよう交付金支給対象となる移住元地域の拡大や、在住・通勤期間の短縮などの要件緩和、および制度周知・広報の充実について取り組むこと。さらに、副業・兼業人材の活用促進により中小企業・小規模企業の成長、地域の活性化につながるよう、プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る予算を確保すること。

3 デジタル田園都市国家構想総合戦略に掲げた、地方と東京圏との転入・転出の均衡達成に向け、地方拠点強化税制の継続・拡充による地方への企業の移転促進、テレワークの裾野拡大などによる地方への人の流れの加速化を積極的に進めること。

## 《現状・課題等》

- 1 (1) 6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、めざす将来像として「こどもを生子、育てることを経済的理由であきらめない」、「身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てられる」、「どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つ」、「こどもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる」社会を掲げ、今後3年間で集中的に取り組む施策を「こども・子育て支援加速化プラン」として整理するとともに、同プランの財源確保や将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠が示されています。こども・子育て政策の強化に向けては、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで効果的になるため、同プランの具体的な取組内容やスケジュールについて、実務レベルも含めて丁寧な調整や意見交換を行うなど、地方の意見を反映するプロセスを設けるとともに、地方財源が確実に措置される必要があります。
- (2) 本県では、保育士の加配を行う保育所等への補助や修学資金貸付等を実施し、保育士確保に向けて取り組んでいますが、現状、十分な確保には至っていません。そのような中、今後、75年ぶりの保育士の配置基準の改善や、こども誰でも通園制度（仮称）が実施される予定です。また、県内の認定こども園において、こどもの人権を侵害する虐待等が発生しましたが、その原因として保育士の負担が大きいことが背景にあると指摘されていることから、こどもの安全を確保し、質の高い保育を提供するためには、これまで以上に保育士の確保が必要になります。一方で、本県が令和4年（2022）年度に実施したアンケート調査では、現役保育士が職場で改善を望むこととして「給与・賞与等の改善」（52.2%）が上位になるとともに、保育士養成施設の学生からは、保育士をめざす学生を増やすために必要な支援や制度として「保育士等の処遇改善（給与・職場環境等）」（77.5%）が最多となるなど、処遇改善を求める声が多くあります。これまでも保育士の処遇改善が図られてきたところですが、令和4（2022）年賃金構造基本統計調査では、保育士の賃金は民間事業所（全産業平均）に比べて月額で51,000円も低い結果となっており、業務負担や責任に見合った対価となっているとは言えない状況です。そのため、保育士の配置基準の改善等に伴い、保育士の安定的な確保・定着が図られるよう、保育士の処遇改善や職場環境の改善のための公定価格の引上げ、潜在保育士の活用のための支援制度の拡充が必要です。
- (3) こども医療費の助成は、県内全市町で実施されており、県ではその助成費用の一部について財政支援を行っています。助成費用について、地方財政措置はなく、地方自治体の財政負担は非常に重いものになっています。さらに、全国的にこども医療費の無償化等の対象拡大の動きが出てきており、今後、財政状況などからそうした対応をとることができない自治体との子育て環境の差が大きくなることも想定されます。全てのこどもが安心して適切な医療が受けられるよう、国の責任において、こども医療に関する全国一律の制度を創設することが必要です。
- (4) 令和4（2022）年度に実施した「第1回みえ県民1万人アンケート」では、理想のこどもの数が平均2.4人であったのに対し、実際のこどもの数が平均1.6人と、ギャップが存在しています。このギャップの理由（複数回答可）について尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」（73.7%）との回答が最多でした。学校基本調査によると、令和4（2022）年度の大学への進学率は前年度から1.7ポイント上昇して56.6%と、過去最高を更新しています。また、短大や専門学校への進学を含めると83.8%と高水準となっており、進学率は上昇している一方で、令和2（2020）年度学生生活調査結果（独立行政法人日本学生支援機構が実施）によると日本学生支援機構の奨学金など何らかの奨学

金を受給している者の割合は、大学では 49.6%、短期大学では 56.9%と年々増加傾向にある中、学生生活費（学費と生活費の合計）は下宿・アパート・その他に居住する大学生で平均 215 万 1 千円と高額です。

こうした高等教育に係る負担が子育て世帯の不安につながっていることから、現在実施されている住民税非課税世帯を対象とした返済不要の給付型奨学金にとどまらず、授業料および入学金の減免や国による全国一律の奨学金返還支援の実施等を通じて、子育て世帯の経済的不安を解消することが必要です。

(5) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により、出生時育児休業（産後パパ育休）の創設や、企業に対する「従業員への育児休業取得の働きかけ」が義務化されるなど、男性の育児休業に関する制度整備は進んでいるものの、令和 4（2022）年度の全国における男性育児休業取得率は 17.13%（雇用均等基本調査）にとどまることから、制度が十分に活用されるよう、男性の育児休業取得に対する機運醸成が必要です。また、企業等が休業中の従業員の代替要員を確保するため、令和 6（2024）年度予算の概算要求で拡充された両立支援助成金の運用や、令和 7（2025）年度からの実施に向けて検討が進められている育児休業中の経済的安定を図る育児休業給付の給付率の引上げなどにより、育児休業を取得しやすい環境整備を確実に進めるとともに、今後は、企業側の機運醸成が重要となることから、男性の育児休業等の取得割合または育児休業等と育児目的休暇の取得割合の公表を義務付ける対象を拡大することにより、企業側に男性の育児休業取得に係る取組を促していく必要があります。

(6) 令和 4（2022）年度に実施した「第 1 回みえ県民 1 万人アンケート」において、実際のこどもの数が理想のこどもの数より少ない理由（複数回答可）について尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」（73.7%）に次いで「仕事と子育てを両立できる職場環境ではない」（49.6%）が上位となりました。本県においては、県内企業の参画を得て「みえのイクボス同盟」を設置し、企業のトップ、管理職等がワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるところですが、テレワークやフレックスタイムの活用の促進など、企業が働き方改革に取り組みやすくなるよう、既存の助成金のさらなる周知等が必要です。

2 地方創生の実現に向けては、地方が実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプをはじめとする地方創生関連予算について、引き続き確保・充実することが必要です。令和 5（2023）年度第 1 回の事業申請については、申請総額が例年に比べて高い水準であったため、計画の総合評価の条件を満たしていても、不交付となったものもあったことから、予算の増額も含めた検討が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークなど場所を選ばない働き方が浸透し、地方移住への関心が高まりました。この新しく生まれた地方への人の流れを継続、発展させていくためには、地方移住への後押しとなる移住支援事業のさらなる活用が必要です。移住支援事業は、これまでも拡充はされていますが、依然として、東京 23 区に在住または通勤の者を対象とするなど要件が厳しいことから、さらなる要件の緩和および国による一層の周知・広報が必要です。

さらに、近年、働き方の多様化が進み、東京圏など都市部企業における副業・兼業に関する理解が今後も広がっていくと考えられることから、中小企業・小規模企業が従来の雇用の仕組みにとらわれず、人材を登用する意識を持つ必要があります。本県の中小企業においても副業・兼業により東京在住の D X 人材を活用する事例が生まれており、プロフェッショナル人材戦略拠点を介して、都市部に遍在する D X 人材等の専門人材を副業・兼業等により活用することができるよう支援することで、中小企業・小規模企業の成長を後押ししていくと

ともに、都市部に在住する専門人材の地域への還流を促し、地域の活性化につなげていくことが重要になっています。

- 3 総務省が公表した住民基本台帳人口移動報告では、令和4（2022）年の東京都の転入超過数は3万8023人で令和元（2019）年以來3年ぶりに増加し、東京一極集中の流れが戻りつつあります。本県においても令和4（2022）年に3,000人以上の方が東京へ転出しており、地方と東京圏との転入・転出の均衡のためには地方への人の流れをより確実に加速化することが必要です。

一方で、内閣府が公表した新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査によると、東京圏在住者の地方移住への関心について、「関心がある」と回答した人が令和2（2020）年では全体の30.2%であったのに対し、令和5（2023）年では35.1%と、移住への関心は高まっている傾向にあります。また、東京圏在住で地方移住に関心がある人に聞いた地方移住にあたっての懸念は「仕事や収入」が51.1%（2023年3月）と最も多く、地方への移住促進には地方の職場環境の整備と収入の確保が必要です。

本県では、首都圏から地方への人の流れの加速化に向けては、地方拠点強化税制および本県独自の本社機能移転促進補助金を活用し、企業の本社機能移転・拡充の促進に努めています。この結果、IT関連企業が本社機能を本県に移転し、雇用を拡大するとともに、電子部品製造企業が東京から本県に本店登記の移転および研究開発機能を拡充しました。一方で、国の地方拠点強化税制は税制優遇の適用要件が厳しく、制度が複雑であるため、今後一層地方への企業の移転を促進するためには、より柔軟な制度への変更が必要です。

また、本県ではテレワークの導入を検討している県内中小企業・小規模企業等へのアドバイザーの派遣や、導入に係る相談窓口の設置等を実施しています。テレワークは時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であり、労働者にとってはより働きやすく、企業の人材確保・定着にもつながります。活用を促進するためには、企業が導入の課題として最もあげている「事業の性質があわない・できる業務に限られる」といった個々の企業の課題に応じて、引き続き企業を支援する自治体への財政的支援を継続することが必要です。

**事務担当** 政策企画部政策企画総務課、人口減少対策課、地域連携・交通部移住促進課、医療保健部国民健康保険課、子ども・福祉部少子化対策課、子どもの育ち支援課、雇用経済部雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、企業誘致推進課

**関係法令等** 少子化社会対策大綱、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、まち・ひと・しごと創生法

## 10. 地域公共交通の維持・確保に向けた支援の拡充

(国土交通省)

地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、交通不便地域における移動手段の確保が喫緊の課題となっていることから、地域の実情に応じた移動手段の確保に向けた取組に対して支援を行うこと。

- 1 地域鉄道等の維持・活性化に向けて拡充された財政面の支援制度について、鉄道事業の再構築（リ・デザイン）を前提としたものに限定することなく、自治体と鉄道事業者等が連携した利便性向上や利用促進などの取組も対象とすること。
- 2 新たな移動手段の確保に向けて市町が推進するデマンド交通の導入や輸送車両の小型化、乗り継ぎ環境の改善などへの支援を行うとともに、担い手不足の解消に向け、自家用有償旅客運送・ボランティア輸送の導入や自動運転の実証事業に対して支援を行うこと。

### 《現状・課題等》

- 1 ローカル鉄道の再構築に関する法制度の改正による支援策の主なものは、公有民営化等への事業構造の見直しなどを図り「鉄道を維持し徹底的な活用と競争力の回復を目指す線区」か「BRTやバス等への転換により鉄道と同等以上の利便性の確保を目指す線区」かを法定協議会等で議論し、地域公共交通計画等の中に位置づけるなど、再構築を行うことを前提としたものとなっています。県内地域鉄道等においては、既に公有民営化しているものから、現行の事業形態を維持して利用促進の取組により鉄道の維持・活性化を図るものまで、その状況はさまざまです。このような中、再構築を伴わない、地域が連携した既存の公共交通の利用促進や利便性向上の取組に対しても、多様な支援が可能となる柔軟な制度の構築が必要です。

特に、JR関西本線（亀山 - 加茂間）については、県、伊賀市、亀山市、JR西日本で構成する関西本線活性化利用促進三重県会議において、名古屋 - 奈良 - 大阪等を結ぶ直通列車をはじめとする関西本線の持つ潜在需要の調査や、通勤需要の確保に向けた課題を洗い出す通勤モニター事業を実施しているところであり、これらの結果をふまえた実証事業等の取組に対する国の財政的支援が不可欠です。

- 2 人口減少や少子高齢化の進行によるバス路線の縮小等に伴い、交通不便地域における自動車を持たない高齢者や若者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。高齢者にとっては、公共交通を利用したくても、駅やバス停までの移動が難しいことから、自家用車を使用せざるを得ず、免許返納ができない状況となっています。令和4（2022）年度において、県内の75歳以上高齢者の免許保有者数は約12万9千人のところ、免許返納件数は年間5千件程度にとどまっています。

各市町においては、コミュニティバスや自家用有償旅客運送など、それぞれの地域の実情に応じた移動サービスの提供に取り組んでいますが、コミュニティバス等だけでは住民ニーズに対応できないことから、新たな移動手段の導入に向けてさまざまな方策を模索している状況にあります。

このことから、本県では令和5（2023）年度において、新たに国土交通省（中部運輸局）・県・市町による合同課長勉強会や地域の高齢者等との膝詰めミーティング等を開催して、地域の実情の把握に努めるとともに、地域条件に応じた適切な移動サービスの類型化や手法についての分析および検討を進めているところです。令和6（2024）年度からは大幅に予算を増額して、各市町が行う新たな移動手段確保に向けた取組への支援や、市町運行バス等の乗り継ぎ環境の改善への支援ができないか検討しています。

移動手段確保に取り組む市町への支援を面的・集中的に行うには、県単独での予算措置では限界があることから、これらの取組に対する国の支援が必要です。特に人口減少・高齢化が進む過疎地においては、輸送車両の小型化や電話予約によるデマンド交通の導入など、デジタル技術を活用しない取組も進められており、こうした取組への支援も重要です。また、令和6（2024）年度に国土交通省で新たに取り組む「ラストワンマイル・モビリティに関する調査」について、自家用有償旅客運送・ボランティア輸送の好事例などの結果について、速やかに情報提供を行うことが求められます。

事務担当 地域連携・交通部交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱 等

## 11. リニア中央新幹線の早期全線開業および三重県駅を核と

### したまちづくりの検討支援

(国土交通省)

リニア中央新幹線の開業によって形成される三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の波及効果を地方創生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、沿線自治体と積極的に連携、協力し、名古屋・大阪間の環境影響評価の法的手続きが進むよう、JR東海に対し必要な指導、支援を行い、ルート・駅位置の早期確定に向けた準備を迅速に進めること。

また、名古屋以東の工事が遅れることで、名古屋以西の工事が遅れることのないよう、現在直面している東京・名古屋間の工事に関する課題について、関係者との調整を行い早期解決を図ること。

- 2 リニアインパクトの最大化に向け、三重県駅を核とした道路ネットワークの強化・まちづくりについての検討を支援すること。

#### 《現状・課題等》

- 1 本県では、令和4年度リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会でリニア三重県駅候補地案を決議の上、JR東海に要望し、JR東海による環境影響評価手続きの円滑な実施につなげたいと考えています。

さらに、名古屋・大阪間のルートと駅位置を速やかに確定して事業に着手するとともに、効率的に工事等を進め、早期開業につなげていくことが重要です。

年頭の会見では、総理から、「リニア全線開業に向けた大きな一歩を踏み出す年」との力強い発言が示されました。また、令和5（2023）年6月に閣議決定された骨太の方針においても、「全線開業の前倒しを図るため、建設主体が本年から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手できるよう、沿線自治体と連携して、必要な指導・支援を行う」ことが明記されています。

引き続き、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の沿線10都府県が一致協力し、一日も早い全線開業の実現を強力に推進していく必要があります。

また、現在の東京・名古屋間の開業に向けた建設工事が着実に進められるよう、直面する課題の早期解決を図るため、国において関係者との調整が必要です。

- 2 リニア中央新幹線の全線開業により、首都圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化した「日本中央回廊」が形成され、中部圏と関西圏の中間に位置する本県は、その一部を形成することになります。

また、リニア開業効果を県全体へ波及・発展させていくために、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置の確定を見据え、早い段階からリニア三重県駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります、本県では令和5（2023）年度に「三重県リニア基本戦略（仮称）」を策定する予定です。



特に地方においては、リニア中間駅と鉄道の接続や道路網の整備などによるリニア駅を核とした交通ネットワーク網の構築と、駅周辺の開発や魅力あるまちづくりが重要な要素となることから、三重県駅を核とした道路ネットワークの強化・まちづくりの検討について国の力強い支援が必要です。

事務担当 地域連携・交通部広域交通・リニア推進課、県土整備部道路企画課、都市政策課  
関係法令等 全国新幹線鉄道整備法、都市計画法、都市公園法、都市再生特別措置法 等

## 12. 戦略分野である半導体産業の振興に向けた国内投資の促進・

### 支援

(内閣官房、経済産業省)

- 1 国内半導体産業の生産設備や研究開発への投資について、国際競争力強化に資する支援策を継続すること
  - ・サプライチェーンの強靱化を図るため、各種半導体から部素材等製造関連分野まで、引き続き幅広く支援するとともに、工業用水等関連インフラ整備に対する支援を継続して行うこと
- 2 大量の電力使用を伴う半導体製造コストの軽減と国際競争力強化のため、他国と比べて負担の大きい、日本の半導体産業が負担する電気料金の支援策を検討すること

#### 《現状・課題等》

半導体産業は、あらゆる産業を支える重要基盤技術であり、国におかれても、経済安全保障推進法に基づき、特定重要物資に指定の上、安定供給を図るための取組を進められています。

三重県は、電子部品・デバイス・電子回路製造業の製造品出荷額等が17年連続で1位となり、令和2（2021）年度の製造品出荷額は1兆7,138億円であり、全国の12%のシェアを占める、日本の半導体産業を牽引する地域となっています。

本県では、半導体産業のさらなる振興のため、令和5（2023）年3月に「みえ半導体ネットワーク」を設立し、半導体関連企業、大学、高等専門学校、行政が一体となって人材を育成する仕組みを構築しました。発足から約半年で様々な取組の成果が現れており、参画教育機関の三重大学や鳥羽商船高等専門学校においては、文部科学省の「令和5年度大学・高専機能強化支援事業」に採択いただき、人材育成に資する関係学科の新設等が決定しました。その他、本年6月に志摩市で開催された「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合」では、本県半導体産業の展示を行い、国内外に広くPRすることができました。

先日、閣議決定された「新たな経済対策」では、半導体産業に対する支援として、「先端半導体の国内生産拠点の確保」や「特定重要物資の安定供給を図るための『経済安全保障の確保に資するサプライチェーンの強靱化事業』」の拡充、「大規模な生産拠点の関連インフラの整備を行う『(仮称) 地域産業構造転換インフラ整備推進交付金』」や「戦略分野国内生産促進税制（仮称）」の創設が盛り込まれました。本県の半導体産業の振興に資するものとして、感謝申し上げます。一方、サプライチェーンの確固たる強靱化を図るためには、企業による継続的な投資が必要であり、これらの制度について、恒久的なものとなるようお願いします。

また、半導体製造には多くの電力を必要としています。日本国内の電気料金は非常に高く、海外企業との競争にさらされている企業には大きな負担となっています。

海外の半導体工場は、各国政府からの助成金等により負担が軽減されており、国内の半導体関連企業は非常に厳しい経営状況にあると聞いています。政府として支援の検討をお願いします。

## 13. 陶磁器産業等の原材料確保に向けた支援

(経済産業省)

- 1 陶磁器産業が土鍋等の優れた耐熱陶器の生産を継続するため、主要な原材料であるペタライトの安定的な確保や原材料の研究開発について支援を行うこと。
  - (1) アフリカ・ジンバブエ共和国から日本への安定的な輸出の継続や、他のペタライト産出国からの調達ルートを確認できるよう支援すること。
  - (2) 代替原材料の開発やペタライト使用量のさらなる低減化などの研究が加速されるよう支援すること。
- 2 「伝統的工芸品産業支援補助金」の十分な予算確保や柔軟な活用など、伝統産業の原材料の不足や価格高騰への対応策を講じること。

### 《現状・課題等》

- 1 経済産業大臣指定伝統的工芸品である四日市萬古焼および伊賀焼は、土鍋などの耐熱陶器が主力商品の1つであり、本県の国内シェアは約80%を占めています。

耐熱陶器の主要な原材料であるペタライトは、自動車のEV化等に伴うリチウム原料の世界的な需要拡大の中で、主産地であるアフリカ・ジンバブエ共和国からの輸出が令和4(2022)年2月に停止しました。現在、国内外の在庫により生産を続けていますが、令和6(2024)年春ごろには在庫も尽きる見込みであり、今後の耐熱陶器の生産にとって、危機的な状況となっています。

三重県工業研究所では、「急熱・急冷しても割れにくい」という機能を維持しながらペタライト配合量を低減させた試験用陶土を開発し、令和4(2022)年度からは、商品化に向けた取組を進めていますが、ペタライトは今後も生産に不可欠な原材料であり、海外から安定的に確保することが必要です。

このため、主産地であるジンバブエ共和国から日本への輸出の再開と、その後も安定して輸出が継続されるよう、在外公館等を通じた現地政府機関への働きかけなどにより支援をお願いします。

また、このようリスクに備え、他のペタライト産出国からの調達ルートを確認する必要がありますが、ジンバブエ共和国以外のペタライト産出国や鉱山に関する情報提供や、陶磁器業界による現地での調査等への支援をお願いします。

さらに、代替原材料の開発やペタライト使用量のさらなる低減化のため、研究開発の促進や各地の研究機関等との連携などに対する助成や支援をお願いします。

- 2 伝統産業は、地域の伝統や技術、原材料など、その地の風土に根付いた魅力(特性)を生かした貴重な産業であり、本県においても付加価値の向上や販路拡大に向けた支援に取り組んでいるところです。そのような中、伝統産業事業者からは、需要の減少や後継者の不足に加え、「原材料の不足や価格高騰が課題」、「製品への価格転嫁が難しい」などの声が上がっており、事業継続がさらに厳しい状況となっています。

伝統産業事業者が、原材料の不足や価格高騰に対応し、事業を継続していけるよう、引き続き「伝統的工芸品産業支援補助金」の十分な予算確保と補助対象事業や経費の柔軟な運用を図るとともに、各地域に根付いた経済産業大臣指定以外の伝統産業についても、現状を把握し対応策を講じていただくようお願いします。

事務担当 雇用経済部県産品振興課

## 14. 次の感染症危機に備えた対応について

(内閣官房、厚生労働省)

- 1 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の見直しにあたっては、内閣感染症危機管理統括庁において、地方の意見を十分にふまえるため地方と密に意思疎通を図ること。また、都道府県行動計画については、地域の実情に応じた見直しができるよう、十分な情報提供を行うとともに、余裕を持った計画策定の期間を設定すること
- 2 次の感染症危機に備えるため、保健・医療提供体制の整備にあたっては、空床補償や減収補償、環境整備、人材配置への支援、診療報酬の加算措置など、協定締結医療機関等の費用負担に対して財政支援が必要となることから、地方の財政力によって感染症対応に格差が生じないように、国の責任において全額国庫負担にて財源措置を行うこと。
- 3 令和6（2024）年度診療報酬改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症への診療実態等をふまえ、引き続き必要な感染予防対策にかかるコストを恒常的な感染症対応として適切に評価すること。

### 《現状・課題等》

- 1 感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法及」び「内閣法」が改正され、令和5（2023）年9月1日に内閣感染症危機管理統括庁が設置されました。  
新型コロナウイルス感染症については、想定を超える感染拡大となり、国と地方の間で意見交換を行う時間的余裕がなかったことにより、調整・連携が十分に行われませんでした。  
そのため、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の見直しにあたっては、内閣感染症危機管理統括庁において、関係省庁や関係機関との調整を一元的に行いながら、地方の意見を十分にふまえるため、地方と密に意思疎通を図ることが必要です。また、「新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画」については、地域の実情に応じた見直しができるよう、十分な情報提供を行うとともに、余裕を持った計画策定の期間を設定することが必要です。
- 2 これまでの新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある新たな感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正されました。  
改正法では、都道府県に対し、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等を求めており、都道府県知事は、平時に、新興感染症の対応を行う医療機関等と協議を行い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて定める予防計画に沿って、病床確保や発熱外来の設置等の感染症対応にかかる協定を締結することとなっています。

これにより、都道府県と協定を締結した医療機関等は、感染症危機発生時には協定に従い医療を提供することとなりますが、感染拡大時においても確実に医療を提供することができる体制を確保するため、空床補償や減収補償、環境整備や人材配置への支援、診療報酬の加算措置などの財政支援が必要です。

感染症は国全体の問題であり、地方の財政力によって感染症対応に地域差が生じることのないよう、国の責任において全額国費負担とすることが必要です。

- 3 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、診療報酬上の特例措置が令和5（2023）年5月8日と同年10月1日に見直されましたが、ウイルスの特性が大きく変化したわけではないため、外来や入院、訪問看護等における感染対策は引き続き必要となっています。

そのため、引き続き必要な感染対策にかかるコストについては、令和6（2024）年度診療報酬改定において、恒常的な感染症対応として適切に評価することが必要です。

**事務担当** 医療保健部感染症対策課

**関係法令等** 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
新型インフルエンザ等対策特別措置法





# 一 般 項 目





## 一般項目 省庁別要望項目一覧

※ 要望先省庁が複数となる項目は主な省庁欄に記載

### 内閣官房

|   |              |
|---|--------------|
| <b>1 国民保護に関する緊急一時避難施設の指定促進</b>  | <b>防災対策部</b> |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害における避難施設に関する調査・検討の結果を地方自治体へ提供するとともに、地下避難施設の指定要件を明示すること。</li> <li>2 緊急一時避難施設の指定が進むよう、民間団体への働きかけを強化すること。</li> <li>3 地下部分を有する施設の新築や建替え、既存施設の改修に要する経費への財政支援を行うこと。</li> </ol> |              |
| (内閣官房、消防庁)  |              |

### 内閣府

|   |              |
|---|--------------|
| <b>2 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会づくり</b>  | <b>環境生活部</b> |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づく基本計画等については、性のあり方にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会となるよう、当事者等や地方自治体の意見をふまえ策定すること。</li> <li>2 国が主体となって、性の多様性について社会における理解促進を図るとともにどこに住んでいても、誰もが安心して暮らせる社会となるよう施策を進めること。</li> <li>3 各地方自治体においても、啓発や相談など性の多様性に関する取組を一層進める必要があることから、新たな交付金を創設するなど財政的な支援を行うこと。</li> </ol> |              |
| (内閣府)   |              |
| <b>3 南海トラフ地震臨時情報への対応</b>  | <b>防災対策部</b> |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民の適切な避難行動に向け、発表される情報が住民に正しく理解されるよう、臨時情報のさらなる周知・啓発に努めること。</li> <li>2 企業等が、臨時情報（巨大地震警戒）発表時に適切な防災対応を実施したうえで事業継続できるよう、専門的知見に立脚した助言の実施や業種別のガイドラインを策定すること。</li> </ol>   |              |
| (内閣府)   |              |
| <b>4 南海トラフ地震に係る新たな被害想定手法の早期の全体像の提示等</b>   | <b>防災対策部</b> |
| <p>南海トラフ地震に係る被害想定は防災・減災対策の重要な基礎となることから、新たな被害想定手法の全体像を早期に示すとともに、関係省庁間で前提条件を統一すること。</p>   |              |
| (内閣府)   |              |
| <b>5 次期総合防災情報システムの整備</b>  | <b>防災対策部</b> |
| <p>次期総合防災情報システムの整備にあたっては、検討状況や仕様内容などを積極的に情報提供し、都道府県の意見を聞きながら進めるとともに、都道府県の既存の防災情報システムとの連携により、都道府県にシステムの改修および維持管理等の費用が発生する場合は、国において財政措置を行うこと。</p>   |              |
| (内閣府)   |              |
| <b>6 広域的な津波予測システムの整備</b>  | <b>防災対策部</b> |
| <p>太平洋側で整備が進む複数の津波観測網を広域的な津波予測システムとして国が一体的に運用し、南海トラフ地震など巨大地震が発生した際、沿岸自治体等に対して津波予測情報を提供できるようにすること。</p>   |              |
| (内閣府、文部科学省)   |              |

|    |  |                          |
|----|--|--------------------------|
| 7  | <b>被災者生活再建支援制度の拡充・充実と災害救助法の事務の簡素化・効率化</b>  | 防災対策部                    |
|    | <ol style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援法の適用範囲について、同一の災害で被災者が存在するにも関わらず適用対象外となる市町村がないよう全ての被災市町村を支援の対象とするとともに、支給対象を半壊世帯にも拡充するなど、制度を見直すこと。</li> <li>災害救助法における求償事務等において、都道府県および市町村の労務を軽減するため、事務の簡素化や効率化を図ること。また、事務をシステム化するに当たって、都道府県の会計システムの改修費用が発生する場合は、国において財政措置を行うこと。</li> </ol>   | (内閣府)                    |
| 8  | <b>市町が行う個別避難計画作成への支援</b>   | 防災対策部                    |
|    | <p>個別避難計画の作成が進むよう、計画作成を介護支援専門員や相談支援専門員等福祉専門職の職務の一環として位置付けるなど、福祉専門職の主体的な参画を促進する仕組みを整備すること。また、避難行動要支援者の避難において重要な役割を担う「避難支援等実施者」の確保につながる市町の取組について具体的な手法の助言等一層の支援を行うこと。</p>  | (内閣府)                    |
| 9  | <b>災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表</b>   | 防災対策部                    |
|    | <p>県境を跨ぐ広域的な災害時に、県によって氏名等の公表に差が出ると不合理や混乱が生じるため、安否不明者と同様に死者についても、国において氏名等公表に関する考え方を早期に示すこと。</p>   | (内閣府)                    |
| 10 | <b>障がい者の地域生活への移行、障がい者差別の解消および障がい者スポーツの推進</b>   | 子ども・福祉部                  |
|    | <ol style="list-style-type: none"> <li>重症心身障がい児・者を対象とした生活介護や児童発達支援、短期入所、共同生活援助など、ニーズの高い障害福祉サービス等事業を行うための施設整備費等に対して、十分な財政措置を講じること。また、「地域生活支援事業」について、県・市町の事業実施に支障が生じないよう、十分な財源を確保すること。</li> <li>共同生活援助や生活介護など重度障がい者の地域生活を支援する障害福祉サービス事業所、計画相談支援や障害児相談支援など総合的な支援計画を作成する相談支援事業所のさらなる報酬単価の増額改定を行うこと。</li> <li>医療的ケアを必要とする障がい児・者が地域において必要な支援を受けられるよう、令和3（2021）年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」もふまえ、送迎支援を含む体制整備や人材確保のための継続的かつ十分な財政措置を講じること。</li> <li>障がい者の働く場の拡充や工賃向上を実現する上で有効な取組である施設外就労を促進するため、必要となる指導員を確保するための経費について、十分な財政措置を講じること。また、障がい者の自立や社会参加を促進するため、通所施設への通所に要する交通費に対し助成する制度を創設すること。</li> <li>共生社会の実現に向けた相談体制の充実および紛争解決のための体制整備など、障がい者差別の解消のために必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。</li> <li>障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者スポーツの普及・啓発、選手や指導者等の育成や環境整備および芸術文化活動の推進に必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。</li> <li>長引く物価高騰により、就労継続支援B型事業所等の生産活動収入や利用者の工賃が減少するなど大きな影響が出ているため、工賃減少分を助成する支援制度を創設すること。</li> <li>物価高騰が長引く中、障害福祉サービス事業所等において支出が増加し、事業の継続が困難となっているため、基本報酬の改定などの財政措置を迅速に行うこと。</li> </ol> | (内閣府、厚生労働省、こども家庭庁、スポーツ庁) |
| 11 | <b>災害時福祉支援活動の基盤強化</b>  | 子ども・福祉部                  |
|    | <ol style="list-style-type: none"> <li><b>災害時福祉支援活動の法定化</b><br/>災害時における福祉的支援の重要性が高まっていることから、その活動の法的根拠として、災害救助法、災害対策基本法等の災害法制に「福祉の支援」を明記すること。</li> <li><b>災害時の活動に関する財政基盤の確立</b><br/>現在、災害時の福祉支援活動に関する財政基盤はきわめて脆弱であり、必要な支援を確実に提供するためにも、災害救助費等による支弁が可能であることを明確にすること。</li> </ol>   | (内閣府)                    |

|   |                             |       |
|---|-----------------------------|-------|
| 12  | <b>ジェンダーギャップ解消に向けた環境づくり</b> | 環境生活部 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した中小企業等が、賃金水準・正社員率などの男女格差の是正や、女性が安心して働き続けられる職場環境整備の取組を着実に進められるよう、ハード・ソフト両面からの支援を強化すること。</li> <li>2 地域女性活躍推進交付金について、地域の実情に応じて計画的な事業実施と成果の定着を図るため、十分な財源を確保し、複数年で事業計画を認定するなど、仕組みを見直すこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(内閣府、厚生労働省)</p> |                             |       |
| 13  | <b>性犯罪・性暴力被害者支援の推進</b>      | 環境生活部 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体が性犯罪・性暴力対策に計画的、継続的に取り組み、被害者へ中長期的な支援等を実施することができるよう法整備をすること。</li> <li>2 性犯罪・性暴力被害者への支援が一層進むよう、ワンストップ支援センターの相談員の処遇改善に取り組むとともに、未然防止や予防教育、啓発等の取組に係る交付金対象経費を拡充すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(内閣府)</p>   |                             |       |

**内閣府(国家公安委員会(警察庁))**

|   |                    |       |
|---|--------------------|-------|
| 14  | <b>犯罪被害者等支援の推進</b> | 環境生活部 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者やその家族(犯罪被害者等)が、一人ひとりの心情に寄り添った多様な支援を、地域による不均衡なく受けられるよう、地方自治体の実施する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援を行うこと。</li> <li>2 「誰一人取り残さない」社会を実現し、国民全体で支援の輪を広げていくため、国民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況等への理解を深められるよう、広報活動等を強化し、国民の理解増進を図ること。</li> <li>3 犯罪被害者等が、判決等により確定した加害者に対する損害賠償債権の消滅時効の完成猶予及び更新のために行う再度の民事訴訟の提起(再提訴)の費用に対する経済的援助を行うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(国家公安委員会(警察庁)、法務省)</p> |                    |       |

- 1 エネルギー・食料品価格等の高騰により、社会的に弱い立場にある方、特にひとり親家庭や生活困窮家庭の就労や収入、生活費等に影響が生じ、深刻な状況となっていることから、こうした家庭の経済的な安定を図り、子どもの貧困を解消するため、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への柔軟かつ継続的な財政措置を行うこと。
- 2 国の中間支援団体を通じた子ども食堂支援事業について、募集期間や要件など、子どもの居場所団体が活用しやすい内容に改善すること。
- 3 家庭の経済状況に関わらず子どもたちが学習する機会を得て希望する進学につなげることができるよう、地方自治体を実施する子どもの学習支援事業に対する財政的な支援を強化すること。
- 4 ひとり親家庭等の就労支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」について、給付額の増額および子どもの人数に合わせた額の支給を行うこと。
- 5 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付金について、都道府県が負担する事務費への財政措置を行うこと。また、同法施行令に規定する貸付金の連帯債務を負担する借主について、18歳未満の者に負担させる可能性があるため、制度を見直すこと。
- 6 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するための「児童扶養手当」の支給額について、手当額の増額および第1子と第2子以降の支給額の格差の解消、所得制限の緩和を図ること。また、遺族年金についても、障害基礎年金と同様に子加算分の併給調整を行うとともに、必要な財政措置をあわせて行うこと。
- 7 ひとり親家庭に係る放課後児童クラブおよびファミリー・サポート・センター利用料の補助制度を創設すること。
- 8 ひとり親家庭への養育費確保に向けた実効性のある公的な支援制度を創設すること。また、養育費に係る税控除を検討すること。
- 9 自立支援資金貸付金について、返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を一律にするのではなく、柔軟に対応し、退所者等の負担軽減を図ること。
- 10 いじめ問題への対応や、要因や背景が多様化する不登校児童生徒、ヤングケアラーへの幅広い支援が求められている中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初から十分に配置できるよう、「スクールカウンセラー等活用事業」において、補助金に係る内示や交付決定の時期を早めるとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。また、本事業の対象に市町教育委員会を加えるとともに、高等学校へ配置するための新たな予算を確保すること。
- 11 高等学校等就学支援金制度について、修業年限超過者に対する支給制限等の問題を解決するため、制度のさらなる拡充を図ること。
- 12 私立高等学校生徒に対する高等学校等就学支援金制度については、公立と私立における生徒への支援の格差に加え、都道府県独自の上乗せ支援により、同じ高等学校に通う生徒間においても格差が生じている。全国どこでも等しく教育を受ける機会が確保され、家庭の状況に関わらず希望する私立高等学校へ進学できる機会を保障していく必要があることから、就学支援金制度のさらなる拡充を図ること。
- 13 高校生等奨学給付金制度について、第1子と第2子以降に対する給付額の差を解消するための見直しを行うとともに、事務費も含めて全額国庫負担により実施すること。また、家庭でのオンライン学習に係る通信費への支援を拡充するとともに、高等学校等入学前に準備費用が必要となることから、前倒し給付が可能となる制度設計を行うこと。
- 14 高等学校専攻科生徒への修学支援制度について、事務費も含めて全額国庫負担により措置すること。
- 15 必要な就学援助を確実に行うことができるよう、準要保護世帯への支援を国庫補助とすること。

(こども家庭庁、文部科学省)

- 1 子ども・子育て支援新制度の推進に必要な財源の確保および実施主体である市町の取組について、十分な支援を行うこと。特に、幼児教育・保育の無償化の取組において、今後も必要となる地方財源について、用途を明確にした措置が行われるよう、国の責任において必要な財源を確保すること。また、幼児教育・保育に係る法令や制度の所管がこども家庭庁と文部科学省に分かれていることから、法令・制度、予算等の一元化をさらに進めること。あわせて、少子化が加速する人口減地域等において、地域の特性や多様なニーズに対応するため、新設や既存施設の再編による認定こども園等の整備に係る財政支援を行うことで、財政規模の小さな市町の取組を支援すること。
- 2 保育所等における感染防止対策への必要な支援を継続するとともに、新興感染症等に対応できるよう、相談支援体制の整備や職員の専門性向上への支援を行うこと。
- 3 物価高騰等に直面する保育所等に対して必要な支援ができるよう、引き続き十分な予算の確保を行うとともに、社会情勢の変化に応じた公定価格および私学助成の見直し、給食やおむつ処分など、利用者の負担軽減を行うこと。
- 4 新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、処遇改善の仕組みについて、新制度に移行した私立幼稚園と同様、施設に負担を求めない統一的な仕組みとなるよう制度改善を図ること。
- 5 年度途中入所が多い低年齢児の保育を充実させるため、年度当初から保育士の加配が可能となるよう、施設型給付費などの公定価格を見直すとともに、保育の質の向上を図るため、配置基準のさらなる改善やそれに伴い必要となる保育人材の確保への支援を行うこと。
- 6 家庭環境に配慮を要する児童が多く入所する園に対して保育士加配の支援を行う事業について、対象児童を入所児童の40%以上または外国人割合20%以上としている要件のさらなる緩和を図ること。
- 7 依然として待機児童が発生しているため、保育所等の施設整備とともに、保育人材の確保が急務である。公定価格の見直しや、継続的な保育士の賃金水準の底上げを図るとともに、待機児童解消をめざす市町が、保育支援者やICTを活用する補助事業に取り組む際に、国庫補助率の引上げや補助要件の緩和を行うなど、地方自治体が地域の实情に応じた取組を推進できるよう支援すること。なお、保育士等の処遇改善については、地方自治体および事業者の負担が増えることがないよう実施すること。
- 8 キャリアパスの仕組みによる保育士等の処遇改善制度について、要件となる保育士等キャリアアップ研修などは、保育士の資質向上や離職防止につながる重要な取組であるため、研修でのICT活用を支援するとともに、代替職員の配置を可能とするなど、研修を受講しやすい環境づくりを支援すること。また、全国共通の研修修了者の管理制度の構築などを行うこと。
- 9 発達障害などを含む特別な支援や配慮を要する障がい児や、アレルギー対応が必要な子ども、医療的ケア児に対する適切な保育や支援を実施するため、障害児保育を行う職員の指導にあたる看護師等の専門職の配置や調理員の増員など、十分な職員配置が可能となるよう公定価格や補助制度の見直しを図ること。
- 10 幼児教育の質の向上に資する支援体制を安定的に確保できるよう、継続的な財政措置を行うこと。
- 11 保育所等を子どもの発達支援や保護者支援などを行う地域の子育て支援拠点として活用するため、保育所等の空き定員を活用した未就園児の預かりや関係機関との連携など、保育所等の多機能化に向けた補助金等の財政的な支援を行うこと。
- 12 認可外保育施設は、外国籍の児童への支援も含め、地域の幼児教育・保育における重要な役割を担っていることから、子どもの安全確保等のため、認可の有無に関わらず、財政支援を行うこと。あわせて、保護者負担の軽減のため、保育料の無償化を継続すること。

(こども家庭庁、文部科学省)

- 1 放課後児童クラブ等における感染防止対策への必要な支援を継続するとともに、新興感染症等に対応できるよう、相談支援体制の整備や職員の専門性向上への支援を行うこと。
- 2 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が年間250日未満のクラブや19人以下の小規模なクラブに対する補助制度の充実を図るとともに、放課後児童支援員以外の事務担当職員を十分に配置できるよう、補助制度の充実を図ること。また、独自に放課後児童支援員等を国の配置基準より手厚く配置している場合に加算措置を行うとともに、支援員等の資質向上や人材育成、処遇改善への支援を行うこと。さらに、待機児童の解消に向けて、放課後児童クラブの整備や改修に活用できる交付金について、補助制度を拡充すること。加えて、夏休みなどの長期休暇中は利用申込みが増えるため、その期間に特化した子どもの居場所の確保について、支援の仕組みを充実すること。
- 3 新・放課後子ども総合プランに基づく子どもの居場所づくりを推進するため、放課後子ども教室の活動経費を補助する「学校・家庭・地域連携協力推進事業」について、補助率の圧縮が行われることのないよう、十分な予算を確保すること。
- 4 放課後児童クラブやファミリー・サポートセンター、一時預かりなどの地域子育て支援事業において、ひとり親家庭や多子・多胎児世帯の利用負担を軽減するための補助制度を創設すること。
- 5 放課後児童クラブで医療的ケア児を受け入れることができるよう、補助制度を充実させて看護師等の専門職の複数配置や訪問看護など地域の医療資源の活用を可能とすること。
- 6 物価高騰等に直面する放課後児童クラブ等に対して必要な支援ができるよう、十分な予算の確保を行うとともに、社会情勢の変化に応じた支援や利用者の負担軽減を行うこと。
- 7 地域資源の少ない病児保育について、施設の広域利用や連携可能なICTの導入等により利用者の利便性を向上させるなど、保護者の利用を促進するような補助制度を創設すること。

(こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省)

## 1 児童相談体制の充実と強化

(1) 児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加し、児童虐待のリスクは一層高まっている。そのような中、児童相談体制の強化のため、地方の実情に応じて設置している児童相談所に関して、適切に地方交付税を積算し、必要な財源を確保すること。

(2) 改正児童福祉法の施行に伴う一時保護開始の判断に関する司法審査の導入にあたっては、一時保護状の請求に係る児童相談所の体制構築についても検討すること。

(3) 改正児童福祉法の施行に伴う一時保護施設の設備・運営に関する基準の策定にあたっては、さまざまな理由により一時保護される児童が安全・安心な環境で適切な支援を受けられるよう、十分なケアができる人員配置に随時見直しを行うこと。

## 2 里親支援センターの設置に向けた支援の強化

令和6(2024)年4月1日施行予定の改正児童福祉法で規定される里親支援センターについて、現行のフォスタリング事業から円滑に移行し、途切れない里親支援の実施体制を確保する必要があるため、設置要件などの緩和を図ること。また、途切れのない里親支援を継続できるよう、フォスタリング事業は引き続き実施していくこと。

## 3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実

(1) 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、児童養護施設等本体ユニットや委託一時保護専用ユニット(乳児を含む)への職員配置をさらに充実させること。また、児童相談所一時保護所についても職員配置を充実させること。

(2) 令和7(2025)年度からの小規模グループケアの定員上限数の変更に向けて、児童養護施設等では職員配置等の対応を検討する必要があるため、小規模グループケアの定員に変更がある場合は、要綱等を早期に示すこと。

(3) 病虚弱等児童加算について、現在対象外となっている低出生体重児等についても、介護度算定の要件を緩和し、対象とすること。また、医療的ケア児等受入加算について、福祉的なケアを中心とする児童養護施設等における対応が可能となるよう、要件を再検討すること。

(4) 児童養護施設等においては、施設改修を伴い、社会的養育推進計画に基づいた施設等の小規模かつ地域分散化を推進している。国においては、計画に基づいた施設改修を着実に実行できるよう、財政的支援を行うこと。また、本体施設の小規模かつ地域分散化が進むことで、本体施設定員が減少し、施設運営にも大きく影響を及ぼすため、小規模分散化を進めても施設運営が可能となるよう、児童入所施設措置費等国庫負担金の改定を早急に行うこと。

(5) 児童自立生活援助事業においては、児童が安定して自立をめざすことができる環境整備を図るため、要件の緩和を図ること。また、児童相談所の措置解除後の者への支援に対応するため、地方の実情に応じた体制構築案を示すこと。

(6) 児童養護施設等における物価高騰等対策に係る支援を継続して実施すること。

(7) 予防接種法にB類疾病で規定されているインフルエンザ予防接種に係る費用について、里親委託児童以外の児童養護施設等の入所児童に関しても措置費の医療費で支弁を可能とすること。

(8) 児童養護施設等に入所している高校生に支弁される特別育成費の補習費について、上限を撤廃すること。

## 4 「予防のための子どもの死亡検証(CDR:Child Death Review)」の実施に向けた体制整備

(1) 全ての子どもの死亡を検証し、予防可能な子どもの死亡の防止に向けて、都道府県においてCDRの実施体制を整備するため、国において個人情報の取扱いに関する必要な法整備を行うとともに、十分な財源を確保し、体制整備や事業実施に必要な財政支援を行うこと。

(2) 子どもの死亡直後から、さまざまな関係機関においてグリーフケアを提供できる体制づくりを支援すること。

(3) 地域において、CDRの取組から得られた予防策を講じるために必要な財政措置を行うこと。

(こども家庭庁)



|  |                |
|--|----------------|
| <b>19 母子保健施策を通じた妊娠出産前後の切れ目ない支援</b>   | <b>子ども・福祉部</b> |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産後ケア事業が法制化されたことに伴い、事業実施施設の一層の拡大を図るために必要な経費への財政支援や、事業実施のための現行補助制度における国の補助率の引上げなど、さらなる財政措置の拡充を図ること。</li> <li>2 産婦健診にあわせて行う新生児（2週間・1か月）健診の費用について、実情に応じた費用助成を行うこと。</li> <li>3 1歳までの児を対象として実施する乳児健診の健診費用について、実情に応じた費用助成を行うこと。</li> <li>4 軽・中等度難聴児を対象とした補聴器購入費用の助成について、国による一律の補助制度を創設すること。</li> <li>5 不妊治療に医療保険が適用され、負担軽減につながったものの、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など改善を図ること。また、独自に支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと。</li> <li>6 新生児マススクリーニング検査について、新たに早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患についても公費負担の対象とし、十分な財政措置を講じること。</li> </ol> |                |
| （こども家庭庁）   |                |

## 総務省

|   |                     |
|---|---------------------|
| <b>20 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保等</b>   | <b>総務部、地域連携・交通部</b> |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、「地方一般財源総額実質同水準ルール」のもと、社会保障関係費や給与関係経費の増加、物価・賃金上昇、こども・子育て政策の強化における地方負担などの財政需要を適切に地方財政計画に反映し、令和6（2024）年度予算において必要な総額を確実に確保すること。</li> <li>2 地方交付税の適切な総額の確保や臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。</li> <li>3 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源であり、現行制度を堅持すること。</li> </ol> |                     |
| （総務省）   |                     |
| <b>21 水道事業の持続可能な仕組みづくり</b>  | <b>環境生活部</b>        |
| <p>人口減少が確実に進む中、広域連携等による水道の基盤強化が難しい水道事業も見られることから、住民に不可欠なサービスである水道事業の経営が安定して行えるよう財政支援を含めた制度のあり方について検討を進めること。</p>  |                     |
| （総務省、厚生労働省）   |                     |
| <b>22 自治体情報システムの標準化・共通化についての財政措置</b>  | <b>総務部</b>          |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 標準化推進ベンダ協議会等において、標準準拠システムの早期完成を事業者にも促すとともに、移行困難システムの認定については、柔軟に対応すること。</li> <li>2 引き続き、標準化対応に必要な経費の把握に努め、その全額を補助すること。また、基幹系20業務の関連システムをガバメントクラウド上に構築する場合に必要な費用も幅広く補助対象とすること。</li> <li>3 ガバメントクラウドの利用に関する費用については、早期に詳細情報を示すとともに、国においてクラウドサービス事業者との価格交渉を行うなど、自治体の負担の低減に努めること。</li> </ol> |                     |
| （総務省、デジタル庁）   |                     |

## 総務省(消防庁)

| 23  | 消防力向上の取組への支援措置の充実 | 防災対策部 |
|---|-------------------|-------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 消防の広域化及び連携・協力に係る取組について、推進期限が令和6(2024)年4月1日までとされているが、この推進期限を延長するとともに、令和7(2025)年度末までとなっている緊急防災・減災事業債の期限延長を行うこと。</li><li>2 消防の広域化を直ちに進めることが困難な地域においても消防力を確保・充実していくためには、消防の連携・協力を推進していく必要があることから、その取組に対して広域化と同程度の財政支援を行うこと。</li><li>3 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」の施行に伴い増加する経費について、十分な財政支援を行うこと。</li><li>4 消防防災航空隊の運航体制の広域化の検討にあたっては、関係自治体の意見を十分にふまえること。</li><li>5 消防防災ヘリコプターを活用した航空消防活動が安全かつ円滑に実施できるよう、燃料油価格激変緩和対策事業による激変緩和措置について、航空機燃料においてもガソリン等と同程度の措置を講ずるとともに、燃料油高騰期間中の補助制度の延長を行うこと。</li></ol> | (消防庁)             |       |

## デジタル庁

| 24  | マイナポータルを活用した確認の推進 | 総務部 |
|---|-------------------|-----|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 デジタルに不慣れな方や個人端末をもっていない方であっても、マイナンバーカードを用いて、自己情報をマイナポータルで確認できるよう、各自治体に閲覧用端末を設置するなど、必要な環境整備を行うこと。</li></ol> | (デジタル庁)           |     |

## 法務省(出入国在留管理庁)

| 25   | 外国人を対象とする基本法の制定等  | 環境生活部      |
|--|---|------------|
| 地域における多文化共生社会づくりを一層推進するため、国において次の措置を講じること。 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 外国人との共生社会の実現に向けては、国が責任を持って取り組むとともに、外国人の受入れおよび外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な基本法を制定すること。</li><li>2 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」および「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について、地域の実情をふまえ、効果的な内容の拡充に努めるとともに、盛り込まれた施策が確実に実施できるよう、地方自治体の取組に対し、十分な予算措置を行うこと。</li><li>3 大規模災害発生や感染症拡大などの緊急時に、外国人住民へ迅速かつ的確に情報が伝達されるよう、出入国在留管理庁は主務省庁に対し、平常時から多言語化およびやさしい日本語での情報提供を働きかけるとともに、外国人住民が必要な情報にアクセスできるよう配慮すること。</li></ol> | (出入国在留管理庁) |

|   |                              |       |
|---|------------------------------|-------|
| 26  | <b>ICTを活用した教育の推進</b>         | 教育委員会 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 物価高騰の影響を受け、保護者の負担する子どもの学習費が増大している。小中学校における1人1台学習端末や高速大容量の通信ネットワークの維持・更新について、国の責任において十分な財政負担を行うこと。また、高校についても、1人1台学習端末は学習に欠かせないことから、国において公費で配置できる制度を創設すること。</li> <li>2 GIGAスクール構想に基づくICTを活用した教育の推進のため、地方財政措置となっている有償ソフトウェアの導入やICT支援員の配置について、国として令和7（2025）年度以降も継続的に支援を行うこととともに、支援を拡充すること。</li> <li>3 生成AIパイロット校において得られた知見を周知するとともに、日進月歩で変化する事案の最新情報について、アクセスしやすいポータルサイト等を構築し、学校現場の教員一人ひとりが学びやすいようにすること。</li> <li>4 家庭でのオンライン学習時の通信費について、十分かつ恒常的な財政措置を行うこと。通信費を支援する高校生等奨学給付金について、給付額等の拡充を図るとともに、全額を国庫負担とすること。</li> <li>5 地方交付税措置されている授業目的公衆送信補償金について、今後、地方の負担を伴わない財政制度を恒久化すること。</li> <li>6 高等学校における「教科・科目充実型」の遠隔授業の要件である、「同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として40人以下とすること。受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて40人を超えることは原則として認められないこと」について、上限人数を緩和すること。40人以下の場合には、すべての高等学校において、受信側の免許保有要件を緩和すること。</li> </ol> |                              |       |
| （文部科学省）   |                              |       |
| 27  | <b>学級編制標準の引下げと加配定数の維持・拡充</b> | 教育委員会 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 少人数学級編制において児童生徒一人ひとりの実態に応じ、きめ細かく行き届いた支援の充実を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に伴う、小学校における段階的な35人学級を着実に進めるとともに、中学校においても子どもたちが安全で安心して学べる環境を確保する必要があることから、学級編制標準を引き下げること。</li> <li>2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げること。</li> <li>3 子どもたち一人ひとりに応じた学びを実現するとともに、きめ細かな指導の充実が図れるよう、少人数指導の推進、小学校英語教育、小学校高学年の教科担任制に係る加配定数を維持・拡充するとともに、通級指導教室の充実や外国人児童生徒への支援のため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による加配定数の基礎定数化を着実に推進すること。</li> <li>4 高等学校において地域における専門教育を継続し、生徒が通学可能な学校において学ぶことができるよう、学級編制を40人以下に設定した場合においても教職員定数を維持するための加配や新たな定数の基準を設定すること。</li> </ol>  |                              |       |
| （文部科学省）   |                              |       |
| 28  | <b>学力向上施策に対する支援の充実</b>       | 教育委員会 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学力向上のための学習環境の整備に係る財政的・人的支援を拡充すること。</li> <li>2 小学校英語の教科化に伴う人的支援について、ティーム・ティーチングによる授業実践や、授業が週24コマ未満の学校への定数配置を可能とすること。また、加配定数を早期に基礎定数化するとともに、すべての学校の支援がより充実するよう拡充すること。</li> <li>3 高等学校において、教育の質の確保及び多様な生徒への対応を図るため、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における学級編成標準を引き下げ、教職員定数の標準を改正すること。加えて、地域における専門教育を継続し、生徒が通学可能な学校において学ぶことができるよう、学級編制を40人以下に設定した場合においても教職員定数を維持するための加配や新たな定数の基準を設定すること。</li> </ol>  |                              |       |
| （文部科学省）   |                              |       |

|   |                              |       |
|---|------------------------------|-------|
| 29  | <b>産業教育の充実</b>               | 教育委員会 |
| <p>将来、地域の産業を支える生徒たちが、社会のデジタル化やグローバル化など、これからの時代に対応した知識や技術を身につけられるよう、老朽化している高校の産業教育施設・設備の整備に対して、新たな補助制度を創設すること。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>   |                              |       |
| 30  | <b>いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実</b> | 教育委員会 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 いじめ問題への対応や、要因や背景が多様化する不登校児童生徒、ヤングケアラーへの幅広い支援が求められている中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初から十分に配置できるよう、「スクールカウンセラー等活用事業」において、補助金に係る内示や交付決定の時期を早めるとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。また、本事業の対象に市町教育委員会を加えるとともに、高等学校へ配置するための新たな予算を確保すること。</li> <li>2 いじめをはじめとするさまざまな悩みの相談やいじめの通報に応えるための「SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援」について、継続的な財政支援を行うこと。</li> <li>3 教育支援センターおよび校内教育支援センターに教員が配置できるよう義務標準法において算定すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p> |                              |       |
| 31  | <b>外国人児童生徒に対する支援の推進</b>      | 教育委員会 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本語指導が必要な児童生徒に対する就学や進路保障に係る支援、学校生活への適応指導および日本語指導に係る施策を充実するとともに、補助率を引き上げる（1/3→1/2）こと。</li> <li>2 外国人児童生徒教育について、担当教員の配置を拡充するとともに、発達障がいの可能性のある児童生徒への指導・支援に関する研究を進めること。</li> <li>3 外国人児童生徒の教育の機会を確保し、教育環境を整備するため、外国人学校に対する運営費補助制度を創設すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>   |                              |       |
| 32  | <b>夜間中学の設置に向けた支援の充実</b>      | 教育委員会 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公立夜間中学において、入学を希望する方がさまざまな事情や環境に左右されることなく学び直しができるよう、不登校や非常時に限定されているオンラインによる学習の成果の評価について、制度の見直しを行い夜間中学の生徒にも適用すること。</li> <li>2 公立夜間中学の設置に向けて、既存の県立高等学校施設の改修を行う場合についても、補助率（1/3→1/2）の引き上げを行うこと。</li> <li>3 公立夜間中学の設置を検討する地方自治体に対して、「教育支援体制整備事業費補助金」を継続的に予算措置し、開設後の補助率（1/3→1/2）と補助上限額の引き上げを行うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>  |                              |       |
| 33  | <b>特別支援教育の推進</b>             | 教育委員会 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 切れ目ない支援体制構築に向けた教員の専門性の向上や、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保すること。</li> <li>2 障がいのある生徒の就職率の向上を図るため、人材活用に係る必要な予算を確保すること。</li> <li>3 高等学校における特別支援教育のための人的措置や、高等学校における通級による指導の充実のための加配定数に係る財源を確保すること。</li> <li>4 特別支援学校における医療的ケアを行う看護師の基礎定数化に係る財源を確保すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>  |                              |       |

|   |                                |       |
|---|--------------------------------|-------|
| 34  | <b>子どもの貧困対策の推進</b>             | 教育委員会 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等学校等就学支援金制度について、修業年限超過者に対する支給制限等の問題を解決するため、制度のさらなる拡充を図ること。</li> <li>2 高校生等奨学給付金制度について、第1子と第2子以降に対する給付額の差を解消するための見直しを行うとともに、事務費も含めて全額国庫負担により実施すること。また、家庭でのオンライン学習に係る通信費への支援を拡充するとともに、高等学校等入学前に準備費用が必要となることから、前倒し給付が可能となる制度設計を行うこと。</li> <li>3 高等学校専攻科生徒への修学支援制度について、事務費も含めて全額国庫負担により措置すること。</li> <li>4 必要な就学援助を確実に行うことができるよう、準要保護世帯への支援を国庫補助とすること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>  |                                |       |
| 35  | <b>学校教育を担う人材確保の強化に関する取組の充実</b> | 教育委員会 |
| <p>教員として採用され一定期間勤務した場合に奨学金の返還が免除・軽減される制度の構築を行うこと。また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の法制的な枠組みの見直しを含め、優れた人材を教員として確保するために必要な処遇改善を図ること。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>  |                                |       |
| 36  | <b>教職員の働き方改革の推進と外部人材の活用</b>    | 教育委員会 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員や教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）などの外部人材の配置拡充に係る継続的な予算の確保、補助率の引き上げ（1/3→1/2）、補助対象経費の範囲拡大を行うこと。また、部活動指導員に係る補助制度について、地方自治体の事情に応じた負担割合にできる制度とするとともに、中学校だけでなく高等学校における部活動指導員の配置に対しても補助対象とすること。加えて、「部活動指導員配置促進事業」において、仮申請後において、人事異動などにより各中学校の指導体制に変更があった場合にも対応できるよう、同じ市町で運動部活動指導員と文化部活動指導員の配置人数を柔軟に変更できる制度とすること。</li> <li>2 教員の専門性を生かした教育の質の向上、教員の長時間勤務の是正や負担軽減を図るため、教科担任制に係る加配定数を拡充および教員の基礎定数の改善を図ること。</li> <li>3 「令和6年度の概算要求主要事項」の中で示している「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」について、地域の実情や課題を反映させた柔軟な活用が可能な制度とすること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(文部科学省、スポーツ庁、文化庁)</p> |                                |       |
| 37  | <b>義務教育費国庫負担制度の充実</b>          | 教育委員会 |
| <p>教員が使命感や誇り、熱意を持って子どもたちを指導していけるよう、教員の職務の特殊性に十分に配慮し、勤務実態に応じた処遇の改善を実施するとともに、義務教育に必要な財源は国の責務として完全に措置すること。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>   |                                |       |

- 1 学校における感染予防に継続して取り組むため、学校や幼稚園等での衛生物品等の配備などに対する財政支援を継続的に行うこと。
- 2 公立学校施設の老朽化が一斉に進行する中、各学校設置者が長寿命化計画に基づく老朽化対策を円滑に進めるため、長寿命化改良事業（長寿命化事業、予防改修事業）の建築年数や使用年数の補助要件を緩和するとともに、予防改修事業における対象工事を内部改修にも拡充もしくは内部改修を対象とする補助制度を創設すること。また、建設資材や労務単価は年々上昇しており、公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引き上げを行うこと。
- 3 全ての学校でバリアフリー化を推進するため、実勢価格に見合ったエレベーター設置単価の引き上げや、スロープやバリアフリースイールの整備といった小規模な工事に対する補助下限額の引き下げを行うこと。また、他の補助事業においても、補助上限額および下限額のあり方を検討すること。
- 4 各学校設置者が必要な整備を円滑に実施できるよう、十分な財源を当初予算で確保し、早期に事業採択を行うとともに、公立学校施設整備費負担金について、2か年を超える国の債務負担の設定を可能にすること。また、高等学校においても、建築から長期間経過している建物が多く、老朽化対策やトイレの洋式化などの施設整備が計画的に着実に実施できるよう地方財政措置を充実すること。
- 5 公立学校における耐震化を完全なものとするため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を行うこと。学校施設は災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから、防災機能強化事業の拡充を図るとともに、熱中症対策に必要な空調整備やバリアフリー化改修をはじめとする全ての事業メニューにおいて、高等学校も対象に加えること。
- 6 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。
- 7 特別支援学校における教室不足の解消については、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの「集中取組期間」において、補助金の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）が行われているが、増築や大規模改修には時間を要することから、計画的に取組を進めるため、算定割合の引き上げ期間の延長を行うこと。
- 8 学校教育活動において、熱中症事故防止の観点から、暑さ指数（WBGT） $31^{\circ}\text{C}$ 以上で運動を中止するなど、国においても取組を徹底すること。また、熱中症を予防するため、全国大会の主催者に対し、暑さ指数（WBGT）を活用して、熱中症の危険性を適切に判断するよう要請すること。
- 9 私立学校施設の老朽化が進行しており、施設整備や施設改修が急務となっているため、私立学校の老朽化対策への支援制度を創設すること。
- 10 学校施設環境改善交付金におけるスポーツ施設（社会体育施設）整備事業について、社会体育施設は規模が大きく、また、夏期における猛暑・酷暑対策など安心、快適な環境整備が求められることから、補助単価および補助対象面積の拡充を行うこと。

（文部科学省、スポーツ庁）

学校、保護者（PTA）、地域住民等が連携し、地域全体で登下校時における子どもたちの交通安全や防犯に係る取組を推進していく体制を構築するため、「学校安全総合支援事業」については、モデル地域に限らず、広く県内で活用できる制度とすること。また、通学路における交通安全・防犯対策に関する継続的な財政支援を行うこと。

（文部科学省）

40 学校給食・食育の充実と健康教育の推進 教育委員会

- 1 学校給食費の無償化に向けて、実態調査の結果や整理した課題を早急に公表するとともに、自治体間の格差を生じさせないため、無償化に必要な経費については全額を国費負担とすること。
- 2 食物アレルギーへの対応や食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の配置基準の改善および加配定数の維持・拡充を行うとともに、学校給食調理員等の資質向上を目的とする事業を充実させること。
- 3 「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」を継続・拡充すること。
- 4 感染症対策や専門性を生かした健康相談、保健指導等を行う養護教諭について、全ての学校への配置や複数配置の拡大が可能となるよう、配置基準の改善および加配定数の維持・拡充を行うこと。  
令和5（2023）年度から新たに予算化された「学校保健推進体制支援事業」による養護教諭への支援について、地方自治体からの要望に応じた予算配分を行うこと。また、令和6（2024）年度以降も実施できるよう継続した予算確保を行うとともに、補助対象事業費の引き上げを行うこと。
- 5 令和2（2020）年度で終了した国事業「学校保健総合支援事業」について、引き続き、子どもたちの現代的な健康課題の解決に向けて取り組む必要があるため、再度事業を実施すること。
- 6 食品ロス削減に向けた食育を充実させるため、環境省の食品ロス削減モデル事業における学校教育での事業採択数を増やすとともに、文部科学省においても食品ロス削減に向けた食育の事業を実施すること。

（文部科学省、環境省）

41 高等学校等就学支援金制度のさらなる拡充 環境生活部

私立高等学校生徒に対する高等学校等就学支援金制度については、公立と私立における生徒への支援の格差に加え、都道府県独自の上乗せ支援により、同じ高等学校に通う生徒間においても格差が生じている。全国どこでも等しく教育を受ける機会が確保され、家庭の状況に関わらず希望する私立高等学校へ進学できる機会を保障していく必要があることから、就学支援金制度のさらなる拡充を図ること。

（文部科学省）

文部科学省(スポーツ庁)

42 部活動の地域移行に向けた支援の充実 教育委員会

- 1 部活動の地域移行については、国のガイドラインにおいて、令和7（2025）年度までを改革推進期間とし、「可能な限り早期の実現を目指す」と示されたが、市町において地域移行に係る取組が円滑に進むよう、国として明確なゴールイメージを踏まえた国民への適切な周知を行い十分な理解を得るとともに、十分な予算措置および地域クラブ活動に参加する困窮家庭の生徒への支援制度を創設すること。
- 2 高等学校における部活動を持続可能なものとするため、デジタル技術を活用した効率的・効果的な指導方法の構築など、地方自治体の取組への財政支援を行うこと。また、高等学校においても部活動改革を進める必要があることから、高等学校における今後の部活動のあり方を示すこと。

（スポーツ庁、文化庁）

## 文部科学省(文化庁)

|    |  |       |
|----|--|-------|
| 43 | <b>文化観光推進計画の認定と文化観光関係補助事業の継続</b>   | 環境生活部 |
|    | <p>1 令和2(2020)年に制定された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく「三重県文化観光推進地域計画」を認定すること。</p> <p>2 文化庁の「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」について、十分予算を確保して令和6(2024)年度以降も継続すること。</p>   | (文化庁) |
| 44 | <b>外国人住民に対する日本語教育の充実</b>   | 環境生活部 |
|    | <p>特定技能制度の見直し等に伴い、外国人労働者やその家族のさらなる増加が見込まれる中で、日本語能力が十分でない外国人住民が生活に必要な日本語能力を身に付け安心して生活できる環境を整備するため、次の措置を講じること。</p> <p>1 外国人住民が地域社会の一員として円滑に生活することができるよう、国において、すべての外国人住民に日本語学習の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。</p> <p>2 日本語教育関連事業について、地域の実情をふまえ、日本語教育の体制を維持するため、国は十分な財政措置を講じるとともに、「日本語教育の参照枠」に基づく質の高い日本語教育に限定することなく補助率の引き上げを行うなど、地域での取組を促進するような補助制度にすること。</p> | (文化庁) |
| 45 | <b>文化財保護事業等の拡充</b>   | 教育委員会 |
|    | <p>1 文化財の保存整備・活用事業および緊急発掘調査に係る国庫補助金を拡充すること。</p> <p>2 通常の重要文化財建造物等の耐震診断・耐震補強工事・防火工事に対し、国宝・世界遺産と同様に補助率の一律加算をすること。</p> <p>3 国の文化財補助事業にかかる事務については、以前から国からの委任事務として、交付決定、変更交付決定、額の確定等を県が実施している。国による補助対象事業の増加と補助金交付要項の新設により、都道府県の委任事務が増加しているが、国による代替措置が講じられていないことから、委任事務にかかる人件費や事務費等の必要経費を交付すること。</p>   | (文化庁) |
| 46 | <b>海女漁のユネスコ無形文化遺産への登録</b>  | 教育委員会 |
|    | <p>国重要無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向け、ユネスコへの提案の取組を進めること。</p>   | (文化庁) |



## 厚生労働省

|    |   |         |
|----|---|---------|
| 47 | <b>地域の実情をふまえた医療介護総合確保基金（医療分）の配分</b>   | 医療保健部   |
|    | <p>地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業に重点化することに限らず、地域医療ニーズを確保できるよう、引き続きすべての区分に十分な配分を行い、また地域の実情に応じて柔軟に活用できる仕組みとするとともに、将来にわたり必要な財源を確保すること。</p>   | (厚生労働省) |
| 48 | <b>地域医療提供体制の充実にに向けた支援</b>   | 医療保健部   |
|    | <ol style="list-style-type: none"><li>1 医療提供体制推進事業費補助金について、事業計画額を下回る交付決定が続いており、地域医療提供体制の確保に支障をきたしていることから、各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算額を確保すること。</li><li>2 医療提供体制推進事業費補助金の対象となるドクターヘリ導入促進事業、救命救急センター運営事業については、重篤な救急患者に対する三次救急医療を安定して提供するために必要不可欠であることから、新たな補助金としての再構築、補助基準額の引き上げ等による財政支援の拡充をそれぞれ行うこと。</li><li>3 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」のうち「入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」については、未払医療費の増嵩が懸念されることから、医療機関が回収努力した後のセーフティネットとして、未払医療費に対する補てん制度を創設すること。</li></ol>  | (厚生労働省) |
| 49 | <b>災害時の医療提供体制の整備</b>  | 医療保健部   |
|    | <ol style="list-style-type: none"><li>1 災害時に人工透析患者へ適切な医療を提供するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用した人工透析患者に関する情報共有機能の充実に図ること。</li><li>2 災害時の医療提供体制を確保するため、診療所を含めた全ての医療機関が対象となるよう耐震化補助事業を拡充すること。また、非常用電源等の整備については全ての病院が対象となるよう補助制度を拡充すること。</li></ol>   | (厚生労働省) |
| 50 | <b>循環器病対策推進のための財政支援の拡充等</b>   | 医療保健部   |
|    | <ol style="list-style-type: none"><li>1 国と地方の役割分担に応じた循環器病対策を効果的に進めるため、循環器病対策基本計画に基づき、国においては、循環器病の病態解明をはじめ、先進的な技術も見据えた治療法や予防法等の研究・開発に着実に取り組むとともに、循環器病の罹患状況や診療情報についての統一的なデータベースを早期に構築すること。また、専門的かつ切れ目のない医療を可能とするために、医療・介護・福祉人材の育成や適正配置に係る取組を進めること。</li><li>2 令和4（2022）年度から、モデル事業として各地に設置されている「脳卒中・心臓病等総合支援センター」は、地域全体の循環器病患者の支援体制の中核を担うとともに、都道府県と連携・協力して当該都道府県の循環器病対策に寄与することが期待されていることから、モデル事業終了後もセンターの持続的な運営が可能となるよう、現在の補助事業の見直しや診療報酬での措置などの財政支援を行うこと。</li><li>3 自治体を実施する循環器病についての啓発や、循環器病に係る医療・福祉サービス提供体制の充実、相談支援等の循環器病患者の支援等を実施するための事業に対する財政支援を拡充するとともに、継続的な取組を可能とするよう必要かつ安定的な財源を確保すること。</li></ol> | (厚生労働省) |

|   |                              |       |
|---|------------------------------|-------|
| 51  | <b>がん対策の推進のための財政支援の拡充</b>    | 医療保健部 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コロナ禍によるがん検診の受診に係る影響を十分にふまえた上で、市町村におけるがん検診の受診率向上のために、補助事業の継続および補助対象の拡大を図ること。</li> <li>2 がん患者が、安心して生活し尊厳を持って自分らしく生きることができるよう、自治体がアピアランスケアに関して行う事業およびAYA世代の末期がん患者の在宅療養生活を支援する事業に対して補助事業を創設すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>  |                              |       |
| 52  | <b>医師および看護職員の確保に向けた取組の推進</b> | 医療保健部 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師の確保に向けた取組の推進<br/>新興感染症への対応や医師の働き方改革の推進等による地域医療への影響をふまえ、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、現行どおり医学部臨時定員増の措置を継続すること。また、臨時定員増の措置にあたっては、恒久定員内で5割程度の地域枠の設置を要件とすることなく措置が継続できるよう、地域の実情をふまえた適切な制度を設計すること。</li> <li>2 看護職員の確保に向けた取組の推進<br/>(1) 看護職員の需給推計について、新興感染症の発生時や多様化する看護ニーズへの対応に必要となる看護職員数をふまえ、需給推計の見直しを行うこと。また、中間とりまとめにおいて示されなかった助産師について、都道府県別の需給数を示すこと。<br/>(2) 新型コロナウイルス感染症への対応に多くの潜在看護職員が従事したことをふまえ、看護職の届出制度の周知と一層の取組を図るため、地域医療介護総合確保基金によるナースセンターのサテライト事業に対する支援を継続すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>   |                              |       |
| 53  | <b>介護サービスの提供に係る施策の充実</b>     | 医療保健部 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行後も、重症化リスクの高い高齢者の命と健康を守り抜くためには、介護保険事業所・施設等における感染対策は引き続き必要であることから、対応に要する経費を介護報酬等として措置すること。</li> <li>2 食材費や光熱費の高騰により、介護保険事業所・施設等は、厳しい経営を強いられていることから、令和6(2024)年4月の介護報酬改定にこれらの状況を反映し、介護保険事業所・施設が安定して経営できる仕組みを構築すること。</li> <li>3 今後の新興感染症の感染拡大時においても、介護サービスの提供体制を確実に確保できるよう、施設設備整備費や「かかり増し経費」に対する恒常的な補助制度を創設するとともに、事業の財源については国が全額負担すること。</li> <li>4 広域型施設における施設改修等についても、地域医療介護総合確保基金等による財政支援の対象となるよう検討すること。</li> <li>5 介護職員の給与水準は他の職種と比較して低い状態が続いていることから、更なる処遇改善が進むよう制度の拡充を図ること。</li> <li>6 外国人材の確保を図るためには、介護福祉士を目指す外国人の学習環境の整備を図る必要があることから、介護福祉士養成施設が日本語教育の充実のために追加的に要する費用を補助対象経費に加えるなど、地域医療介護総合確保基金が柔軟に活用できるよう制度の見直しを行うこと。</li> <li>7 高齢者の増加に伴い、介護保険業務が増加している保険者に対し、認定調査に係る財政支援を拡充すること。</li> <li>8 高齢者の増加に伴い、認知症業務が増加している市町に対し、財政支援を行うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p> |                              |       |
| 54  | <b>結核医療提供体制の推進</b>           | 医療保健部 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 結核病床の維持、確保を図り、入院が必要な結核患者に対し、適切な医療を提供するため、結核診療に係る財政支援を行う制度を創設すること。</li> <li>2 結核医療を担う医師を育成するための体制整備や財政支援を行うこと。</li> <li>3 外国人労働者の増加により今後増加する可能性がある多剤耐性結核に関する調査や新たな治療薬の開発を推進すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>   |                              |       |

|  |                            |       |
|--|----------------------------|-------|
| 55   | <b>予防接種の推進</b>             | 医療保健部 |
| <p>1 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていないおたふくかぜワクチンについて早期に定期接種化を図ること。</p> <p>2 帯状疱疹ワクチンについて、定期接種化への継続した議論を実施し、早期に結論を得ること。</p> <p>3 造血幹細胞移植後の予防接種のあり方について、継続して検討を行い、早期に結論を得ること。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>  |                            |       |
| 56   | <b>健康づくりの推進</b>            | 医療保健部 |
| <p>本県が地域の实情に応じて創意工夫をして取り組んでいる健康づくりの取組など、地方自治体の取組が持続可能なものとなるよう、財政支援を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>   |                            |       |
| 57   | <b>歯周疾患検診における対象年齢の拡大</b>   | 医療保健部 |
| <p>成人期に早期から歯周疾患の予防や早期発見・早期治療につなげるため、健康増進事業における歯周疾患検診の対象年齢に20歳、30歳を追加すること。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>  |                            |       |
| 58   | <b>妊婦健康診査における歯科健康診査の実施</b> | 医療保健部 |
| <p>妊娠中に適切な口腔管理が行われ、母体や胎児の健康の保持増進を図ることにより、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査における検査項目に歯科健康診査を追加すること。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省、こども家庭庁)</p>  |                            |       |
| 59   | <b>こころの電話相談のさらなる充実について</b> | 医療保健部 |
| <p>「こころの健康相談統一ダイヤル」について、こころの悩みを抱えた人が速やかに相談できるよう、分かりやすく短い番号に変更し、通話料を無料とするとともに、対応時間帯の拡充を図ること。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>  |                            |       |
| 60   | <b>医療費助成制度の充実</b>          | 医療保健部 |
| <p>地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下の措置を講ずること。</p> <p>1 国における早期の制度化と自治体負担分に対する十分な地方財政措置</p> <p>2 医療機関の窓口での無料化（現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額調整措置の廃止</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>   |                            |       |
| 61   | <b>薬剤師確保に向けた取組の推進</b>      | 医療保健部 |
| <p>1 薬剤師確保の取組について、薬剤師偏在指標に応じた地域医療介護総合確保基金の重点的な配分を行うとともに、偏在の解消に資する制度整備を進めること。</p> <p>2 薬剤師確保の取組を進めるために必要となる統計値や指標の公表スケジュールを早急に示すこと。また、薬剤師はさまざまな分野で業務に従事していることから、病院、薬局勤務以外の薬剤師についても、国として確保方針を示すこと。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p> |                            |       |

|   |                         |         |
|---|-------------------------|---------|
| 62  | 地域共生社会の実現に向けた包括的支援等について | 子ども・福祉部 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 重層的支援体制整備事業への移行準備事業について、令和6（2024）年度以降も引き続き国の負担割合3／4を継続するとともに、十分な補助基準額を確保すること。</li> <li>2 ひきこもり支援について、身近な支援機関への相談をためらう当事者や家族も存在することから、市町がひきこもり地域支援センター事業等を実施する際、相談支援をはじめとする各事業の対象に他自治体の住民も含める場合には、国庫補助の加算を行うなど、住んでいる地域に関わらず必要な支援を利用できる広域的な支援体制整備に向けて、財政措置を講じること。</li> <li>3 民生委員・児童委員について、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、期待される役割が増すとともに、活動内容や支援対象の多様化が進んでいる。こうした社会情勢の変化や時代のニーズに即した委員活動を、積極的かつ柔軟に行うことのできる環境整備に向けて、近年の燃料価格高騰や広範囲にわたる物価高による影響も考慮し、委員個人に対する活動費や民生委員協議会に対する活動推進費（地方交付税措置）の増額を行うこと。</li> <li>4 民生委員・児童委員の「なり手」確保に向けて、フルタイムで働く20代から50代の現役世代でも、それぞれの職業と両立して委員活動を行うことが現実的に可能となるよう、委員として担うべき役割や活動内容を整理・縮小したうえで、民生委員法等で明確に示したり、委員個人に代わり事業所等の団体がその役割を担うことを可能とする制度を創設するなど、時代の変化に即した抜本的かつ持続可能な制度改正に向けて、速やかに検討を行うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（厚生労働省）</p> |                         |         |
| 63  | 発達支援が必要な子どもへの対応         | 子ども・福祉部 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼稚園、認定こども園、保育所で発達障がい児等に対して早期に適切な支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派遣等の支援メニューを追加するとともに、予算額の十分な確保に努めること。</li> <li>2 発達に課題のある児童が地域において専門的な医療を早期に受けられるよう、専門的医療機関の確保に向けて、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（厚生労働省、こども家庭庁）</p>  |                         |         |
| 64  | 水道施設整備費に係る補助金・交付金の確保    | 環境生活部   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設整備費に係る補助金・交付金は、その要望額を確保すること。</li> <li>2 採択基準については、水道事業者が計画的に補助金・交付金を活用できるよう、早期における情報提供もしくは採択基準を見直すこと。</li> <li>3 水道スマートメーターの早期導入に伴う体制整備を推進することおよび新たな補助制度を創設すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（厚生労働省）</p>  |                         |         |
| 65  | 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進    | 農林水産部   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業と福祉分野の連携の拡大に向け、「工賃向上計画支援等事業特別事業」について制度の充実を図るとともに、予算を十分に確保し、配分すること。</li> <li>2 都道府県段階における農林水産業と福祉をつなぐ支援体制として、ワンストップ窓口などの設置および運営に関する予算を十分に確保し、継続的に支援すること。</li> <li>3 農林水産業と福祉をつなぐコーディネーター人材を育成・確保するため、 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）農林水産省の農福連携技術支援者の認定制度について、農業と福祉をつなぐ知識と経験を有する人材に対して、認定試験を受験する際は研修を免除するなど、弾力的な運用を行うこと。</li> <li>（2）農福連携技術支援者の活動に対する報償制度を創設すること。</li> <li>（3）林・水福連携の創出や推進に向け、林・水産業と福祉をつなぐコーディネーターの活動を支援する制度を創設すること。</li> </ol> </li> <li>4 農福連携の認知度向上に向けた国民的運動を国をあげて展開するとともに、農福連携により生産されたノウハウ J A S 商品の販売促進に向けた全国的な P R の展開や福祉事業所等の認証取得に対する支援の充実を図ること。</li> <li>5 農作業に従事する障がい者の効果的な体調管理や作業支援につながるスマート技術の導入を支援し、活用を促進すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（厚生労働省、農林水産省）</p>   |                         |         |

## 66 障害者委託訓練の訓練時間に係る下限時間の緩和

雇用経済部

令和6（2024）年度から障害者雇用率算定の対象が拡大されることをふまえ、重度身体障がい者、重度知的障がい者および精神障がい者について、障害者委託訓練の訓練時間の下限を現在の月60時間から月40時間に引き下げること。

（厚生労働省）

## 農林水産省

### 67 原油価格・物価高騰の影響を受けた農水産事業者への支援の継続・強化

農林水産部

- 1 ウクライナ情勢に伴う物価高騰等の影響を受けている農業者・漁業者の経営安定を図るため
  - （1）農業近代化資金の無利子化・保証料免除の金融支援の支援対象を拡充するとともに、必要な予算を十分に確保し、新規に融通された者に対する支援を着実に実施すること。
  - （2）漁業近代化資金の5号資金を対象とした無利子化や保証料免除を継続するとともに、これらの支援措置が漁業近代化資金の全ての種類に適用されるよう、制度を拡充すること。
- 2 農業者の経営継続のため、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げや無利子化等の支援措置を継続すること。
- 3 農水産事業者の収入安定を図るセーフティネットについて、農水産業を取り巻く現下の状況をふまえ、制度の充実や要件の緩和、新たな制度の創設を図ること。
  - （1）収入保険制度について、燃油や肥料など農業資材の物価上昇などに合わせて補償限度額を引き上げる仕組みを設けるなど、補償内容の見直しを行うこと。また、物価高騰対策として、保険料等に係る国の負担割合を引き上げること。併せて、青色申告実績年数が1～2年分の場合の、補償限度額の上限を引き上げること。
  - （2）施設園芸等燃油高騰対策について、燃油の急激な高騰に対応できず農業者が積立金を準備できない場合でも、国の積立金に係る補填金は支払うなど、柔軟な制度運用を図ること。
  - （3）配合飼料価格安定制度について、今後も安定的に補填金が交付されるよう必要な措置を講じるとともに、飼料価格の高騰が長期化する場合にも十分な補填金が支払われ、飼料購入にかかる農家の負担が抑えられるよう制度の見直しを図ること。併せて、自家配合飼料原料や粗飼料についても、恒久的な価格補填制度を創設すること。
  - （4）燃料価格や電気・ガス料金の高騰の長期化により影響を受けている畜産農家、食品流通の要となる食肉処理施設や卸売市場、穀類乾燥施設等の共同利用施設、並びに農業水利施設を管理する土地改良区等に対する国の支援策を講じること。
  - （5）収入保険制度や、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）について、特に、人口減少等による需要の縮小に伴い、長期に渡る価格の下落が懸念される米の生産者における収入確保に向け、制度の充実を図ること。また、畜産経営にかかる畜種毎に措置されている経営安定対策について、社会情勢変化に伴う生産コストの急激な上昇が、支援額に素早く反映されるよう、制度の見直しを図ること。
  - （6）肥料の高騰に対し、恒常的なセーフティネットの制度を創設すること。
  - （7）燃油価格や配合飼料価格の高騰時の影響を緩和する「漁業経営セーフティネット構築事業」について、十分な予算を確保するとともに、特に配合飼料については、急激な価格上昇により経営を圧迫していることから、国の負担割合を引き上げること。また、物価高騰に伴い増加している漁労支出の負担軽減のための支援を行うこと。

（農林水産省）

- 1 伊勢湾において、黒ノリの色落ちやアサリ等の重要資源の減少が深刻な状況となっていることから、「豊かな漁場環境推進事業」の予算を十分に確保し、栄養塩類が水産資源に与える影響の解明に向けた調査・研究を推進するとともに、「きれいで豊かな伊勢湾」を実現するため、省庁間の連携を一層強化すること。
- 2 意欲ある若者の漁業への就業と定着を図るため、長期研修支援により漁業の担い手を育成する「経営体育成総合支援事業」について、必要かつ十分な予算を確保するとともに、定着率が高い漁家子弟の就業が促進されるよう要件を緩和すること。
- 3 持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進める「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」や「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」、適切な資源管理と収益性の向上を両立させる取組に必要な漁船、機器等の導入を支援する「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」について、必要かつ十分な予算を確保し、事業を継続すること。
- 4 養殖業の生産性向上を図るため、海洋環境の変化に適応した新たな養殖品種や疾病発生予防に向けたワクチンの開発・改良に取り組むこと。
- 5 アコヤガイのへい死低減に向けて、国が主導して早急にへい死メカニズムの全容解明に取り組むこと。
- 6 食の安全・安心の確保に向け、「消費・安全対策交付金」を充実し、都道府県が実施する貝毒検査の費用について、国において必要な予算を措置すること。
- 7 魚類養殖の経営安定を図るため、養殖共済の補償対象を拡充すること。また、養殖共済と一体となって運用されている「積立ぶらす」について、現状の補償範囲を維持すること。
- 8 水産事業者の利益の拡大を図るため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく海外市場への輸出拡大の取組について、輸出先国の規制の撤廃や輸出証明書の発行の迅速化等を含め、重点的に支援すること。
- 9 新たな資源管理の円滑な推進のため、TAC対象魚種の拡大にあたっては、地域の実態に応じた資源評価を行い、検討会等を通じて漁業者や都道府県に丁寧に説明するとともに、意見を集約し制度の運用に反映させること。また、資源管理の強化による漁業者の減収に対応できるよう、漁業収入安定対策事業の拡充や予算の十分な確保を図ること。
- 10 漁場環境の保全・再生を推進するため、漁業者や地域住民等が行う藻場造成や食害生物の駆除等のための十分な予算を確保すること。

(農林水産省)

**69 家畜伝染病防疫対策に係る支援の充実・強化**

農林水産部

- 1 ワクチン接種農場で豚熱の感染が確認された場合の殺処分については、一律に農場全体で全頭を行うのではなく、発症豚舎に留める部分的殺処分ができるよう、発症豚舎内でウイルスを封じ込める効果的な拡散防止対策を早急に検討し確立すること。
- 2 豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、農場に支払われる家畜防疫互助基金の互助金等を免税とするとともに、食肉・食鳥処理施設における出荷頭数の減少に伴う経済的損失を補償する制度を創設すること。
- 3 ワクチン接種農場における豚熱発生をふまえ、飼養豚の確実な免疫獲得に向けた効果的なワクチン接種方法を国が中心となって確立すること。
- 4 野生イノシシ対策については、国の責任において、
  - (1) 野生イノシシの豚熱清浄化に係る方針とその実現に向けた工程を示すこと。
  - (2) 野生イノシシの捕獲強化を図る抜本的な対策を早急に進めるとともに、各都道府県の野生イノシシ対策に見合った予算を措置すること。
  - (3) 経口ワクチンについて、より効果的な散布方法を確立するとともに、散布に必要な予算を十分に措置すること。
- 5 ワクチン接種農場における豚熱や全国的な高病原性鳥インフルエンザの発生の状況をふまえ、農場における飼養衛生管理を強化・徹底するため、家畜伝染病予防法等の基準に対応するための施設や資機材の整備等に係る補助率の嵩上げや支援メニューの拡充を行うこと。
- 6 アフリカ豚熱については、
  - (1) 国内侵入に備え、空港等での水際対策や訪日外国人による肉製品の持ち込み禁止を徹底するとともに、ワクチンの開発など予防対策を早急に進めること。
  - (2) 予防的殺処分を行う場合には、国が中心となり、人的支援や広域での応援体制の構築を図るとともに、必要な財政措置を講じること。
  - (3) 予防的殺処分を実施した養豚農場が事業を再開し、経営が早期に回復するよう支援策の充実を図ること。

(農林水産省)

**70 担い手の確保と農業者の経営安定に向けた支援の充実・強化**

農林水産部

- 1 主食用米の生産調整について、全国で着実に取り組まれるよう、国が積極的に関与して進めること。また、農業者が将来にわたって安定的に生産調整に取り組めるよう、経営所得安定対策を恒久的な制度として予算を確保するとともに、主食用米から戦略作物や高収益作物など他作物への作付転換を促進するための予算を十分に確保し、地方に配分すること。さらに、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについては、これまで地方が進めてきた生産調整の取組に対して支障を来たさないよう行うこと。
- 2 県において、稲・麦・大豆の優良種子を農業者に安定的に供給できるよう、優良種子の生産に対する財政支援を継続すること。
- 3 新規就農者の確保・育成に向け、「新規就農者育成総合対策」について、十分な予算を確保し地方に配分すること。
- 4 畜産農家の安定的経営を担保するため、特に過疎地における産業動物獣医師の確保を図るとともに、家畜共済診療所への財政支援を行うこと。
- 5 生鮮食料品の流通が多様化する中、農畜産物の基幹流通となる卸売市場の経営安定・物流効率化への支援に取り組むこと。
- 6 国産農畜産物の消費拡大に国をあげて取り組むこと。また、農畜産物の再生産に配慮された適正な価格形成の実現に向け、消費者や流通・販売事業者等に対して、農畜産業への国民理解の醸成について、地域への財政支援も含め、取り組むこと。  
特に、生産に係る環境負荷の低減に配慮した農畜産物について、消費者、流通・販売事業者等の正しい理解の増進と需要拡大を図ること。

(農林水産省)

**71 農業の競争力強化に向けた支援の充実・強化**

農林水産部

- 1 農業の国際競争力を高めていくため「産地生産基盤パワーアップ事業」および「担い手確保・経営強化支援事業」について、十分な予算を確保し継続を図ること。  
また、産地の収益力強化を図るため「強い農業づくり総合支援交付金」について、十分な予算を確保すること。
- 2 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」や「国内肥料資源利用拡大対策事業」について、十分な予算を確保し継続を図ること。また、畜産環境問題に適切に対応できるよう、農場における家畜排せつ物処理施設の整備については、費用対効果に畜産環境問題による経済損失の改善効果を加えるなど事業要件の緩和や交付率の嵩上げ、地域の実情に対応できる新たな事業の創設を図ること。
- 3 地域農業の継続に向け措置されている「農地利用効率化等支援交付金」について、地域の担い手となった経営体が必要とする支援を受けられるよう、予算を十分に確保し継続を図ること。また、事業採択のポイント加算については、地域の資源や特徴を生かした挑戦的な取組が評価されるような項目を設けるとともに、担い手の確保が困難な中山間地域等において、小規模な家族農業が営農継続できるよう、個人農業者も支援対象とするなど要件の緩和を行うこと。
- 4 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を着実に進めていくため、輸出重点品目および輸出産地として選定されたモデル産地における海外の規制やニーズへの対応に向けた積極的な取組を後押しするよう、一部の規制の緩和に向けた働きかけや支援の充実・継続を図ること。  
また、海外で国産農畜産物の販売を拡大するため、措置されている「GFPグローバル産地づくり推進事業」について、十分な予算を確保し地方に配分すること。
- 5 「農地中間管理機構事業」で求められている、県費実質負担割合3割について割合を下げるなど、見直しを行うこと。

(農林水産省)

**72 鳥獣被害対策の着実な推進**

農林水産部

- 1 獣害対策の取組を着実に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策の予算を十分に確保すること。
- 2 ニホンジカ、イノシシの捕獲が効率的に進むよう、「鳥獣被害防止総合対策交付金」における「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」の上限単価について引き上げを行うこと。

(農林水産省)

**73 強い農業の実現に向けた農業農村整備事業等の推進**

農林水産部

- 1 農業競争力のさらなる強化や中山間地域等の振興に向けた基盤整備を計画的かつ着実に推進するため、物価高騰などの影響をふまえ、整備に必要な農業農村整備事業予算を安定的・持続的に確保すること。
- 2 国土保全、水源かん養、自然環境保全等の農業・農村の有する多面的機能が十分発揮されるよう、事業を推進するための経費を含め、多面的機能支払および中山間地域等直接支払に係る必要な予算を十分に確保すること。
- 3 基幹水利施設の機能保全や更新整備を行う国営施設機能保全事業の今年度完了に向け、着実に推進すること。  
また、国営かんがい排水事業で造成した安濃ダムの堆砂対策について、国が主体的に検討を進めていただくとともに、国営事業の早期事業化を着実に推進すること。
- 4 食料安全保障の観点から、末端の農業インフラの適切な保全管理を持続的に行うことは必要不可欠であることから、国営関連施設以外の施設においても、末端施設管理者を支援する仕組みを構築するとともに、施設維持管理事業の地方負担分について起債対象とすること。

(農林水産省)



| 74 林業・木材産業の成長産業化に向けた支援  | 農林水産部   |
|---|---------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 林業・木材産業の成長産業化を図り持続的な森林経営を確立するため、「花粉削減・グリーン成長総合対策」において、林業・木材産業の生産基盤強化、林業のデジタル化・イノベーションの推進、林業の担い手の育成・確保など、川上から川下に至る総合的な支援策が講じられるよう、十分かつ安定的な財源を確保すること。</li> <li>2 森林吸収源の機能強化や本格的な利用期を迎えた森林資源の循環利用に向けて、間伐や再造林、路網整備等を推進するため、森林整備事業の予算を十分かつ安定的に確保すること。</li> <li>3 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、特定母樹から育成された苗木（特定苗木）を用いた更新を促進していくため、特定苗木による再造林および下刈りについては全て、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法による地方債の起債の対象とすること。</li> <li>4 森林環境譲与税譲与基準の見直しにあたっては、私有林人工林が多い山間部の市町村に重点的に配分すること。</li> </ol> | (農林水産省) |

## 経済産業省

| 75 中小企業・小規模企業の事業継続に向けた支援   | 雇用経済部   |
|--|---------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業・小規模企業が長期化する物価高騰や、実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済開始等の影響を克服し事業継続できるよう、国の資金繰り支援策について実施期間の延長や、コロナ借換保証にかかる信用保証料を無料化するなど状況に応じて必要な対策を講じること。</li> <li>2 コロナ借換保証等を利用した企業の財務改善に向けて、信用保証協会が実施する伴走型の経営支援に、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を柔軟に活用できるようにするとともに、十分な予算を確保すること。</li> </ol> | (経済産業省) |
| 76 地域未来投資促進法に基づく支援措置の改善について  | 雇用経済部   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域未来投資促進法第25条に基づく確認（国の先進性確認）における、設備投資額の対前年度減価償却費要件について、今年度から厳しくなった要件を昨年度以前の要件に戻す等、緩和を行うこと。</li> <li>2 農地転用許可等の手続きに関する配慮について、土地利用調整計画の策定に、具体的な地域牽引事業計画を要しない運用を、より実効性のあるものにする事。</li> <li>3 地域未来投資促進税制について、税制見直しが2年ごとに行われているが、同法の見直し時期に合わせ、5年ごとに行うようにすること。</li> </ol>  | (経済産業省) |
| 77 商工会・商工会議所の経営支援体制の強化・拡充に向けた支援  | 雇用経済部   |
| <p>地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者の伴走支援を担う商工会・商工会議所の経営支援体制を強化・拡充できるよう、地方交付税のさらなる充実を図ること。</p>   | (経済産業省) |

## 国土交通省

### 78 中部国際空港の第二滑走路整備による完全24時間化の早期実現に向けた支援強化 地域連携・交通部

中部国際空港の完全24時間化の実現に向け、第二滑走路の整備に係る支援を行うとともに、インバウンド需要拡大に向けた支援を拡充すること。

- 1 リニア開業による三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成を見据え、中部国際空港の第二滑走路の整備について、一期目工事と同等以上の予算措置を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症による影響から回復が進みつつある国内線および国際線の復便、新規就航の動きを逃さず、路線の維持、さらなる拡大へとつなげるため、空港の受入体制の確保に関する支援の拡充を行うこと。

(国土交通省)

### 79 バスや鉄道などの地域公共交通への支援の拡充 地域連携・交通部

県民の生活を支える地域公共交通の維持・活性化のため、バスや鉄道などへの国の支援の拡充を図ること。

- 1 地域鉄道における鉄道車両の更新や検査・整備などの鉄道設備修繕予算については、十分な予算の確保と補助率の引上げ等を行うとともに、公有民営化および第三セクター方式により地域鉄道を保有・支援する地方自治体に対し、地域鉄道ごとの実情を勘案しながら新たな支援措置を講じること。
- 2 地方のバス交通ネットワークの維持・活性化のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の運行経費補助において十分な予算措置を行うとともに、補助要件の見直しなどによる支援の拡充を図ること。また、輸送量は回復傾向にあるものの、依然としてコロナ禍以前の水準には戻っていないことから、令和7（2025）年度計画においても、補助要件の一つである一日あたりの輸送量の基準について、緩和措置の継続を行うこと。
- 3 地方自治体がそれぞれの状況に応じて交通事業者に十分な支援を行うため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等のような予算が措置されるよう、必要な取組を進めること。

(国土交通省)

### 80 地籍調査の推進 地域連携・交通部

- 1 地籍調査のさらなる推進を図るため、地方が必要とする予算を確保すること。
- 2 南海トラフ巨大地震等の津波浸水予測区域における地籍調査のさらなる推進を図るため、地籍調査費負担金による当該区域への重点的な予算措置を行うこと。
- 3 国土調査法19条5項指定申請が推進されるよう、地籍整備推進調査費補助金の地域要件を撤廃すること。また、19条5項指定申請に係る市町や県が負担する経費について、特別交付税措置の対象とすること。
- 4 遅延地区における再調査に対して、国庫負担金・補助金の対象とすること。

(国土交通省)

## 環境省

|    |   |       |
|----|---|-------|
| 81 | <b>2050年カーボンニュートラルの実現に向けた支援</b>   | 環境生活部 |
|    | <ol style="list-style-type: none"><li>1 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について、県有施設や遊休地等へ効果的かつ最大限の再生可能エネルギーの導入が進められるよう、要件緩和や柔軟な運用を行うこと。</li><li>2 脱炭素先行地域等をモデルとした地域脱炭素に向けた取組を水平展開し、脱炭素ドミノを実現するために、新たに財政的な支援制度を設けること。</li></ol>  | (環境省) |
| 82 | <b>海岸漂着物対策の推進</b>   | 環境生活部 |
|    | <ol style="list-style-type: none"><li>1 海岸漂着物の発生抑制対策を推進するため、内陸県を含む広域的な連携の取組に対しては財政的支援を継続すること。</li><li>2 海岸漂着物等の回収処理にあつては、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）に係る予算を十分に確保し、当該補助金に係る地方負担については、引き続き地方交付税措置を講じるなど、地方自治体の負担軽減に努めること。</li></ol>   | (環境省) |
| 83 | <b>産業廃棄物の環境修復事業への財政支援</b>   | 環境生活部 |
|    | <ol style="list-style-type: none"><li>1 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき実施した支障除去等事業のうち、廃棄物を残置し、原位置で生活環境保全上の支障等を除去した事案については、残置廃棄物による潜在的リスクがあることから、特定支障除去等維持事業によるモニタリング等を継続的に実施するために必要な予算を確保すること。</li><li>2 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業において、その財源となる基金の枯渇により基金本来の効果が失われることがないよう、国の責任において必要十分な額の基金を造成し、今後も現行水準の支援を継続すること。</li></ol> | (環境省) |
| 84 | <b>国立公園の利用等に向けた施策の充実・強化</b>   | 農林水産部 |
|    | <ol style="list-style-type: none"><li>1 吉野熊野国立公園にある日本三大峡谷の一つである大杉谷において、ユネスコエコパークにも登録された雄大な自然景観や豊かな生態系を体感することができるよう、環境省直轄事業によるビジターセンターを設置すること。</li><li>2 伊勢志摩国立公園において取り組んでいる、「国立公園満喫プロジェクト」を水平展開し、地域資源を活用した自然体験や老朽化した施設の改修、活動拠点の整備等を推進することができるよう、十分な予算を確保すること。</li></ol>   | (環境省) |
| 85 | <b>再生可能エネルギー発電設備導入・更新への支援</b>   | 企業庁   |
|    | 水道・工業用水道施設における温室効果ガス排出量の削減を推進するため、再生可能エネルギー発電設備を導入・更新する際の財政支援を行うこと。   | (環境省) |

